

公営企業各事業における  
現状と課題  
(参考資料)

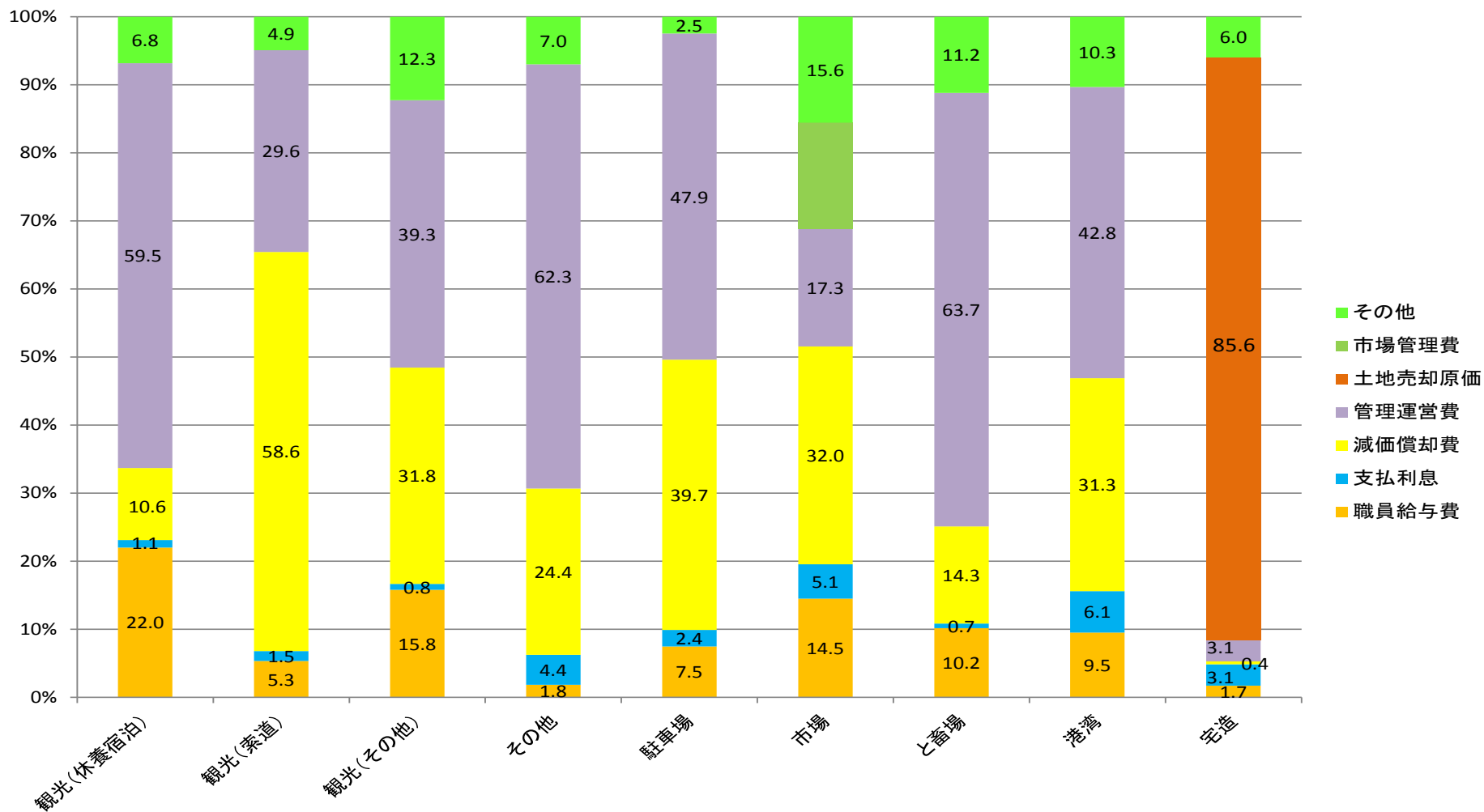
## 【目次】

1. 各事業における費用構成比の状況 ……p 2
2. 観光施設その他事業における現状と課題 ……p 5
3. 駐車場整備事業における現状と課題 ……p14
4. 市場事業における現状と課題 ……p18
5. と畜場事業における現状と課題 ……p25
6. 港湾整備事業における現状と課題 ……p29
7. 宅地造成事業における現状と課題 ……p35
8. 下水道事業における現状と課題 ……p39
9. 病院事業等における現状と課題 ……p51

## 1. 各事業における費用構成比の状況

# 地域開発事業等における費用構成比の状況

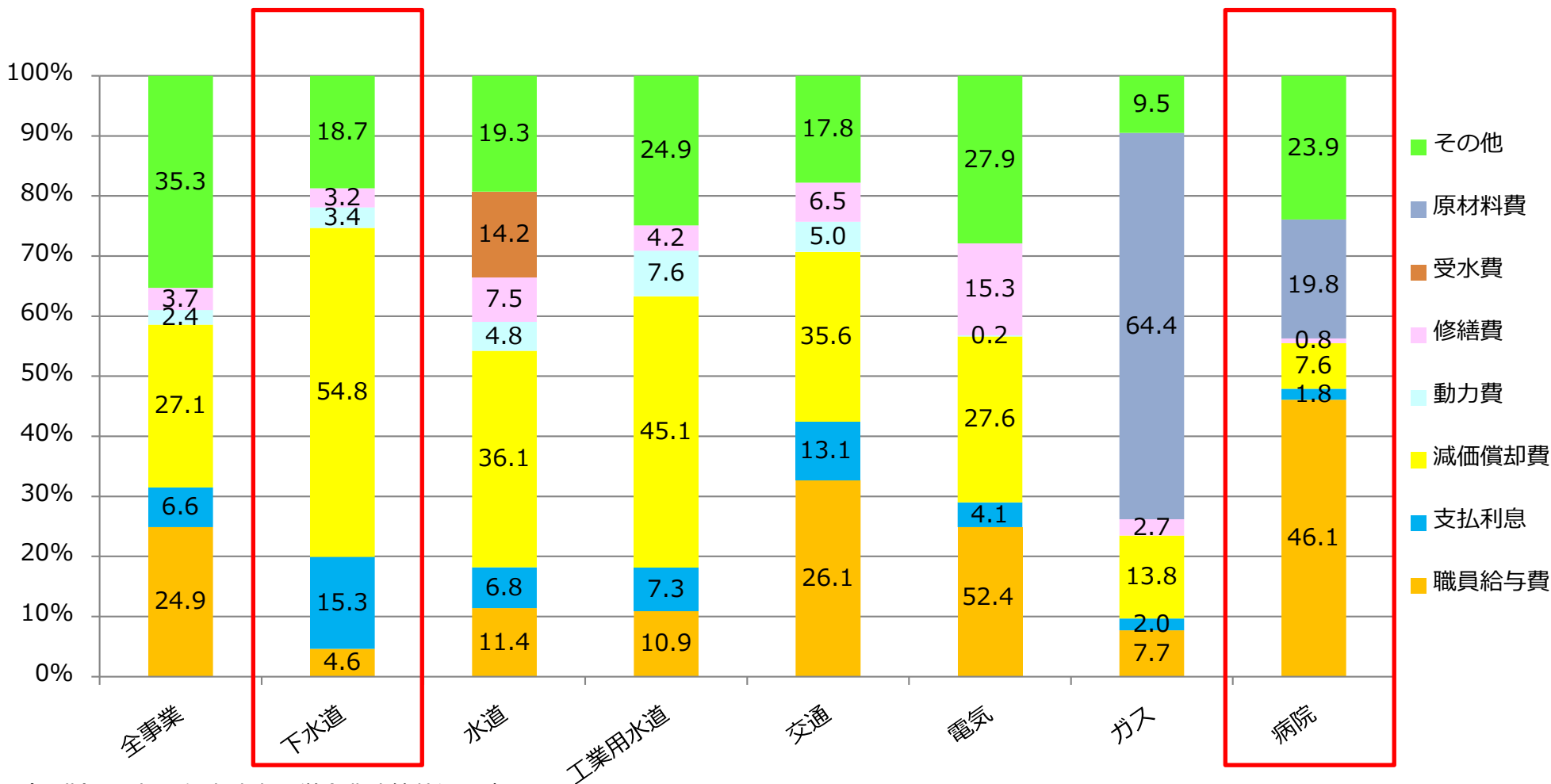
- 宅地造成事業においては、土地売却原価の割合が総費用の約86%を占めている。
- 観光施設事業(休養宿泊施設)は、職員給与費の割合が他事業と比べて大きい。
- 観光施設事業(索道・その他)、港湾整備事業、市場事業、駐車場整備事業は、減価償却費の割合が他事業と比べて大きい。



(出典) 平成26年度地方公営企業決算状況調査

# 下水道事業及び病院事業における費用構成比の状況

- 下水道事業は、多額の初期投資を必要とし、また、その改修に長期間を要する事業の性質上、他の公営企業と比べ、資本費(減価償却費、支払利息等)が大きなウェイトを占めている。
- 同事業においては、今後、施設の老朽化に伴う更新時期を迎えるため、資本費は引き続き大きなウェイトを占めることが見込まれる。
- 病院事業は、人的なサービスの提供が主体となるため、他の公営企業と比べ、職員給与費が大きなウェイトを占めている。



(出典) 平成26年度地方公営企業決算状況調査

## 2. 観光施設その他事業における現状と課題

# 観光施設事業（休養宿泊施設） 実施団体一覧

## 【法適用事業】

区分	経営団体一覧		事業数
市	岩手県	奥州市	8
	山梨県	甲州市	
	長野県	松本市	
	兵庫県	南あわじ市、たつの市	
	奈良県	宇陀市	
	広島県	廿日市市	
	熊本県	水俣市	
町村	群馬県	中之条町、東吾妻町、片品村	11
	埼玉県	小鹿野町	
	福井県	越前町、高浜町	
	静岡県	松崎町	
	和歌山県	太地町、串本町	
	鳥取県	三朝町、湯梨浜町	
計			19

## 【法非適用事業】

平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧	事業数
県	宮崎県	1
政令市	京都市、広島市	2
市	27道県	56
町村	22都道府県	38
計		97

## 過去20年間の事業数の推移

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
法適用事業	104	101	99	96	94	86	82	76	71	64	53	43	38	34	31	28	25	24	21	21	19
法非適用事業	254	249	245	244	234	226	220	208	194	184	161	139	132	126	121	113	111	108	103	99	97
合計	358	350	344	340	328	312	302	284	265	248	214	182	170	160	152	141	136	132	124	120	116

# 観光施設事業（索道） 実施団体一覧

## 【法適用事業】

区分	経営団体一覧		事業数
市	長野県	長野市	2
	徳島県	徳島市	
町村	長野県	立科町、王滝村、野沢温泉村	3
計			5

## 【法非適用事業】

平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧	事業数
市	13道県	22
町村	11道府県	26
計		48



# 観光施設事業（その他） 実施団体一覧

## 【法適用事業】

区分	経営団体一覧		事業数
県	栃木県、群馬県、山梨県、宮崎県		4
市	秋田県	仙北市	8
	千葉県	富津市	
	山梨県	笛吹市	
	長野県	諏訪市、大田市	
	岐阜県	下呂市	
	静岡県	熱海市、伊豆市	
町村	群馬県	長野原町、嬭恋村、草津町、片品村	9
	神奈川県	湯河原町	
	静岡県	河津町、松崎町、西伊豆町	
	兵庫県	新温泉町	
計			21

## 【法非適用事業】

平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧	事業数
県	岩手県、山梨県、香川県、宮崎県、沖縄県	5
政令市	千葉市、川崎市、岡山市、広島市	4
市	29道県	70
町村	22道県	47
計		126

### (参考)その他施設の内訳

- ・ 温泉 103施設
- ・ 観光会館・休憩施設等 19施設
- ・ 動植物園・水族館・公園 18施設
- ・ 城・博物館・資料館 17施設
- ・ ゴルフ場 7施設
- ・ スキー場 6施設
- ・ キャンプ場 4施設
- ・ 鍾乳洞 4施設
- ・ その他 84施設

# その他事業 実施団体一覧

## 【法適用事業】

平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧		事業数
府県	宮城県、山形県、茨城県、群馬県、神奈川県、山梨県、大阪府、兵庫県		11
政令市	仙台市		1
市	北海道	小樽市、釧路市、富良野市	22
	岩手県	一関市	
	群馬県	太田市	
	長野県	上田市、茅野市、佐久市	
	岐阜県	恵那市	
	愛知県	豊田市	
	三重県	伊勢市	
	滋賀県	甲賀市	
	兵庫県	姫路市、豊岡市、三田市、加西市、南あわじ市、加東市	
	島根県	松江市	
町村	北海道	増毛町、利尻町、池田町	7
	群馬県	中之条町	
	兵庫県	市川町、神河町、香美町	
企業団	群馬県	富岡地域医療事務組合	3
	福井県	こしの国広域事務組合	
	鹿児島県	種子島産婦人科医院組合	
計			44

### (参考)その他事業の内訳

- ・ 廃棄物処理施設 16事業
- ・ 施設等賃貸事業 5事業
- ・ 診療所 4事業
- ・ 認知症グループホーム 2事業
- ・ その他 17事業

※ その他事業は、法適用事業のみが決算統計の調査対象となる。

# 3-3 観光施設その他事業（法適用）の経営状況

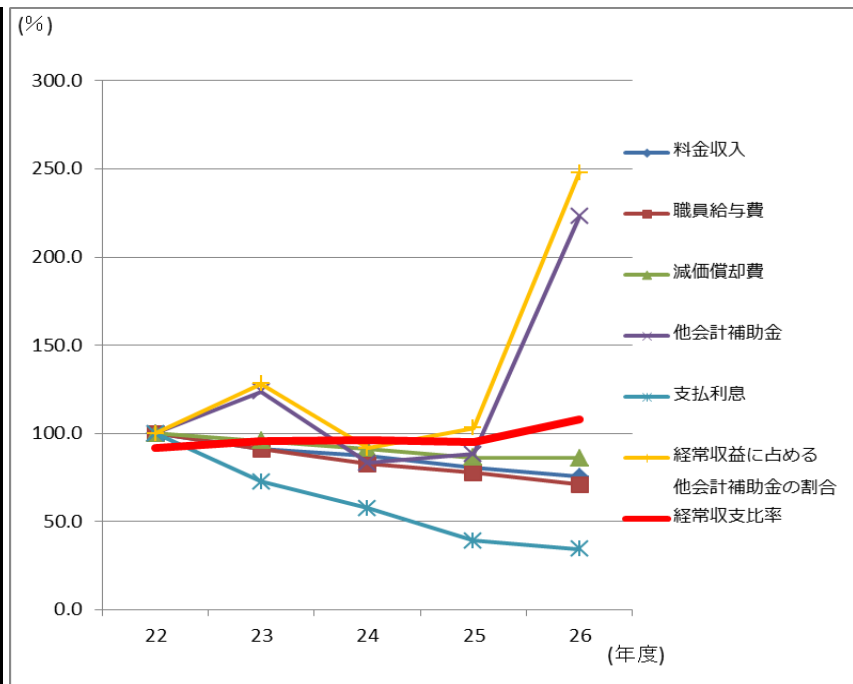
- 厳しい経済情勢や、民間と競合する公的施設を制限する閣議決定（平成12年5月閣議決定※）などを受けて、事業廃止、民営化・民間譲渡が進んでいる。

※ 国等が設置主体となる宿泊施設などの公的施設について、新設禁止や既存施設の廃止・民営化その他の合理化をするもので、自治体設置の公的施設もこれに準じた措置を要請。

- 事業全体の純損益は、赤字が続いている。
- なお、26年度は会計基準見直しに伴い約11億円の特別損失（過年度の退職給付引当金の計上等）を計上。
- 経常収益の中で他会計補助金が占める割合は25年度までは4.2%～4.7%で推移していたが、26年度は経営が悪化した1事業の影響（兵庫県たつの市：経営健全化計画に基づく不良債務への繰入金約5億円）などにより、11.4%に増加している。  
事業数：58（H22）→45（H26）

（単位：百万円、%）

項目	22	23	24	25 (A)	26 (B)	(B)-(A) (A)
営業収益	9,932	9,425	9,024	8,392	7,881	△ 6.1
うち料金収入	9,537	8,701	8,296	7,691	7,191	△ 6.5
営業費用	11,362	10,603	9,956	9,538	8,833	△ 7.4
うち職員給与費	2,250	2,050	1,859	1,747	1,593	△ 8.8
うち減価償却費	2,709	2,594	2,470	2,340	2,332	△ 0.3
営業損益	△ 1,430	△ 1,178	△ 932	△ 1,146	△ 952	△ 16.9
営業外収益	845	977	761	815	1,817	122.9
うち国庫(県)補助金	0	0	0	0	0	-
うち他会計補助金	496	614	413	437	1,106	153.1
うち長期前受金戻入	-	-	-	-	372	皆増
営業外費用	414	303	240	159	160	0.6
うち支払利息	277	201	159	108	95	△ 12.0
経常損益	△ 998	△ 503	△ 411	△ 490	705	△ 243.9
特別利益	62	31	197	635	312	△ 50.9
特別損失	668	10	411	242	1,084	347.9
純 損 益	△ 1,604	△ 482	△ 625	△ 96	△ 67	△ 30.2
うち他会計補助金除き	△ 2,100	△ 1,096	△ 1,038	△ 533	△ 1,173	△ 120.1
経常収益に占める他会計補助金の割合	4.6	5.9	4.2	4.7	11.4	-
経常収支比率	91.5	95.4	96.0	95.0	107.8	-
総収支比率	87.1	95.6	94.1	99.0	99.3	-



## 3-4 観光施設その他事業（法非適用）の経営状況

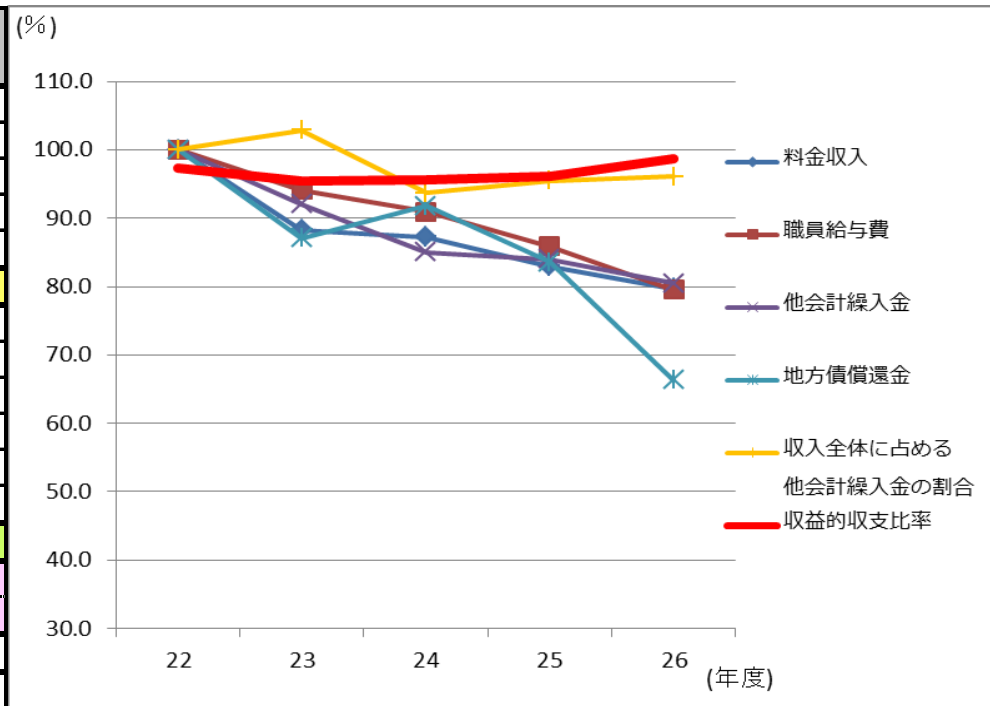
- 厳しい経済情勢や、民間と競合する公的施設を制限する平成12年5月閣議決定などを受けて、事業廃止が進んでいる。
- 職員給与費や地方債償還金が減少しており、事業全体の実質収支が改善傾向にある。
- 収入全体の中で他会計繰入金が占める割合は36%前後で推移している。

事業数：308(H22)→271(H26)

(単位：百万円、%)

項目	年度	22	23	24	25	(B)-(A) (%)	
						(A)	(B)
総収益		30,090	26,969	26,011	25,425	24,099	△ 5.2
うち料金収入		17,151	15,150	14,962	14,226	13,674	△ 3.9
うち他会計繰入金		8,775	7,961	7,328	7,574	6,783	△ 10.4
総費用		24,257	22,442	21,075	20,880	20,016	△ 4.1
うち職員給与費		4,504	4,241	4,097	3,870	3,584	△ 7.4
収支差引(収益的収支)		5,834	4,527	4,936	4,545	4,083	△ 10.2
資本的収入		7,600	6,768	8,225	7,725	7,474	△ 3.2
うち地方債		1,024	659	2,457	2,289	1,559	△ 31.9
うち他会計繰入金		5,404	5,097	4,735	4,331	4,628	6.9
資本的支出		11,312	10,165	11,326	10,831	10,370	△ 4.3
うち建設改良費		3,760	3,373	4,375	4,432	5,028	13.4
うち地方債償還金		6,650	5,789	6,106	5,559	4,412	△ 20.6
収支差引(資本的収支)		△ 3,712	△ 3,397	△ 3,101	△ 3,106	△ 2,896	△ 6.8
実質収支		3	614	1,272	1,519	2,335	53.7
うち他会計繰入金除き		△ 14,176	△ 12,444	△ 10,791	△ 10,386	△ 9,076	12.6
収入全体に占める他会計繰入金の割合		37.6	38.7	35.2	35.9	36.1	-
収益的収支比率		97.4	95.5	95.7	96.2	98.7	-

収益的収支比率 = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100



## 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)

国内外からの観光客が2泊3日以上滞り型観光をできるような観光エリアの整備を促進するための「観光圏整備法」を制定。  
 成立:平成20年5月16日(全会一致) 施行:同年7月23日

**基本方針(平成24年12月27日改正)** (国が策定)

主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定。

- ・滞在交流型観光の振興を図るため、地域における固有の資源を有する複数の観光地域が相互に戦略的に取組を促進(観光圏を形成)。
- ・「地域の一体性を確保した観光地域づくり」、「実施主体間の連携」、「圏域内の滞在・回遊」「地域住民の観光地域づくりへの参画」を促進。

地方自治体

観光協会

旅館組合

**協議会**

農漁協

商工会

NPO

等

**観光圏整備計画** (地方自治体が策定)

「観光圏整備事業」: 地域の創意工夫による観光圏の魅力を高めるための事業を具体的に列挙

**情報提供の充実**

- ・圏域全体を紹介する地図・パンフレット作製やホームページ立ち上げ等

**宿泊の魅力向上**

- ・連泊・圏域内転泊プランの企画立案・広報等

**体験交流メニューの充実**

- ・滞在力を高める農業体験、アウトドア等の体験メニュー開発のための専門家招聘等

**観光案内の充実**

- ・圏域全体の情報を多言語により案内するための研修の実施等

**滞在を促進するイベントの実施**

- ・滞在を促進する早朝・夜間の新たなイベントの企画・実施等

**観光圏整備実施計画** (協議会が策定)

事業者が共同して観光圏整備事業を実施するための計画を作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

**大臣認定**
**国による総合的支援**

- ・宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行業法の特例

- ・運送事業関係の手續緩和の特例

- ・国による必要な助言、指導その他の援助

等

地域の活性化を通じた観光立国の実現

# 観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスク限定の取組について

## <取組の背景・趣旨>

- ・ 公営企業の中で、観光施設事業及び宅地造成事業は、必ずしも住民生活に必要なサービスを提供するものではなく、また、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業。
- ・ 事業の採算性が著しく悪化した場合、累積した赤字を公費(税金)で処理することになり、住民生活に必要な不可欠な公共サービスの縮小や住民負担の増大につながる恐れがあるため、財政負担リスクの限定を図る取組が必要。

## <取組内容> (平成23年12月28日付け総務副大臣通知等の概要)

### ①基本的な考え方

- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- (2) 事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
- (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- (5) 既存の観光施設事業及び宅地造成事業並びにこれら以外の事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、適切に対処する必要があること。

### ②地方債の取扱い(平成24年度～)

原則として、新規事業(新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なる場合を含む。)については、当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満(※)である事業を同意等の対象とする。

(※) 次の算式によって算定した値が25%未満であること

$$\frac{A}{B} + \text{当該団体の実質公債費比率}$$

A 当該事業に係る起債予定額の総額(償還時の特定財源を除く。)

B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額

公的支援(出資・貸付け・補助)の場合は、記号Aに損失補償契約に係る債務を加える。

### 3. 駐車場整備事業における現状と課題

# 駐車場整備事業 実施団体一覧

## 【法適用事業】

区分	経営団体一覧		事業数
県	群馬県、富山県、徳島県、熊本県		4
市	三重県	津市	3
	島根県	松江市	
	徳島県	徳島市	
計			7

## 【法非適用事業】

平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧		事業数
県	青森県、新潟県、福井県、奈良県、香川県、沖縄県		6
政令市	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市		16
市	41都道府県		182
町村	9県		15
計			219

(参考) 駐車場整備に係る国の補助等について

### ・有料道路整備資金貸付金

地方公共団体又は地方道路公社が道路の附属物として整備する都市計画駐車場等については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に基づき、無利子貸付金が融資される。

### <一般会計繰出金との関係>

国の無利子貸付の対象とならない一定の駐車場を整備する場合にも、国の無利子貸付金を受けて駐車場を整備する場合と同程度の料金水準及び財政負担で整備を行うことができるよう、平成3年度から平成21年度までに建設に着手した駐車場への一般会計繰出金に対して地方財政措置が実施されている。



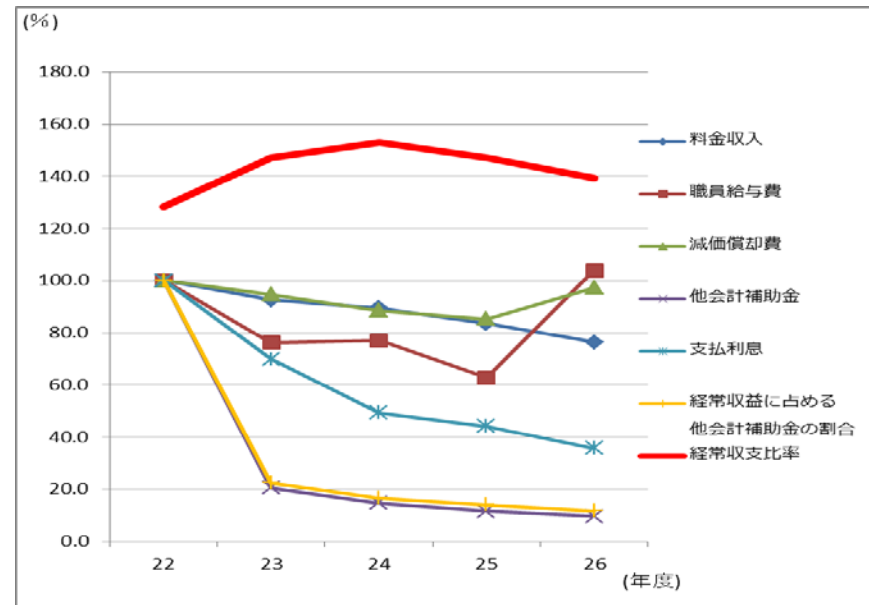
# 駐車場整備事業（法適用）の経営状況

- 事業全体の純損益は黒字が続き、他会計補助金を繰り入れているのは1事業（松江市約310万円のみ）。
- なお、民間譲渡などにより3事業が廃止となった。

事業数：10（H22）→7（H26）

（単位：百万円、%）

項目	年度	22	23	24	25 (A)	26 (B)	(B)-(A) (A)
営業収益		1,137	1,057	1,024	956	884	△ 7.5
うち料金収入		1,129	1,045	1,011	944	862	△ 8.7
営業費用		856	699	654	643	675	5.0
うち職員給与費		51	39	39	32	53	65.5
うち減価償却費		289	274	256	247	281	14.0
営業損益		281	358	369	313	209	△ 33.3
営業外収益		59	30	23	32	91	185.5
うち国庫(県)補助金		0	0	0	0	0	7.2
うち他会計補助金		33	7	5	4	3	△ 16.9
うち長期前受金戻入		-	-	-	-	68	皆増
営業外費用		76	40	31	28	24	△ 12.7
うち支払利息		48	33	24	21	17	△ 19.2
経常損益		264	349	362	317	275	△ 13.2
特別利益		0	0	15	0	15	-
特別損失		0	82	0	0	10	-
純 損 益		264	267	376	317	281	△ 11.4
うち他会計補助金除き		231	260	371	313	278	△ 11.4
経常収益に占める他会計補助金の割合		2.7	0.6	0.5	0.4	0.3	-
経常収支比率		128.3	147.2	152.8	147.3	139.4	-
総収支比率		128.3	132.6	154.9	147.3	139.6	-



（出典）平成26年度地方公営企業決算状況調査

【参考】「平成28年度の地方公営企業繰出金について(繰出基準)」(抜粋)

1 駐車場の整備促進に要する経費

(2) 繰出しの基準

平成21年度までに建設に着手した駐車場の整備事業(「平成21年度の地方

公営企業の繰出金について」(平成21年4月24日付け総財公第69号)の第11(2)アに規定する駐車場の整備事業であって、建設時において地方公営企業法を適用していなかったものに限る。)の建設費に係る企業債の利子支払額の10分の8とする。

# 駐車場整備事業（法非適用）の経営状況

- 事業全体の実質収支は赤字が続いている。
- まちづくりや商店街振興などの目的で事業を実施していることなどにより、他会計繰入を行った後も赤字となっている。
- 事業全体の収入全体の中で他会計繰入金が占める割合は、減少傾向にあり、26年度は32.6%（繰入金額は約136億円）。

事業数：222（H22）→219（H26）

（単位：百万円、%）

項目	年度	22	23	24	25	26	(B)-(A) (A)
総収益		29,771	28,971	28,762	29,040	28,744	△ 1.0
うち料金収入		21,471	20,812	20,732	21,534	21,286	△ 1.2
うち他会計繰入金		5,111	4,748	4,671	4,106	2,630	△ 36.0
総費用		17,129	17,228	16,635	16,426	16,406	△ 0.1
うち職員給与費		364	354	368	374	386	3.3
収支差引（収益的収支）		12,641	11,744	12,127	12,613	12,338	△ 2.2
資本的収入		15,451	16,496	15,352	14,624	12,832	△ 12.3
うち地方債		2,155	2,876	2,455	599	1,387	131.6
うち他会計繰入金		12,829	12,706	12,357	11,547	10,942	△ 5.2
資本的支出		27,510	27,787	26,361	26,283	23,899	△ 9.1
うち建設改良費		3,293	4,505	4,448	1,597	2,776	73.8
うち地方債償還金		21,153	20,396	18,954	18,091	17,333	△ 4.2
収支差引（資本的収支）		△ 12,059	△ 11,291	△ 11,009	△ 11,659	△ 11,066	△ 5.1
実質収支		△ 4,746	△ 4,942	△ 4,113	△ 2,854	△ 3,169	11.0
うち他会計繰入金除き		△ 22,686	△ 22,396	△ 21,141	△ 18,508	△ 16,741	9.5
収入全体に占める他会計繰入金の割合		39.7	38.4	38.6	35.8	32.6	-
収益的収支比率		77.8	77.0	80.8	84.1	85.2	-

収益的収支比率 = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

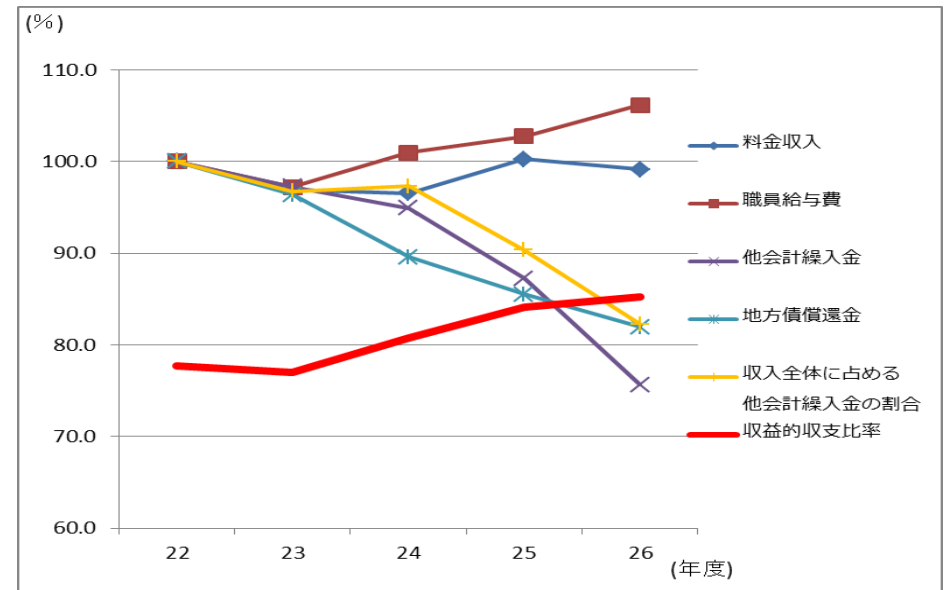
（出典）平成26年度地方公営企業決算状況調査

【参考】「平成28年度の地方公営企業繰出金について（繰出基準）」（抜粋）

1 駐車場の整備促進に要する経費

(2) 繰出しの基準

平成21年度までに建設に着手した駐車場の整備事業（平成21年度の地方



公営企業の繰出金について（平成21年4月24日付け総財公第69号）の第11(2)アに規定する駐車場の整備事業であって、建設時において地方公営企業法を適用していなかったものに限る。）の建設費に係る企業債の利子支払額の10分の8とする。

## 4. 市場事業における現状と課題

# 市場事業 実施団体一覧

## 【法適用事業】

区分	経営団体一覧		事業数
都府	東京都※、大阪府※		2
政令市	札幌市※、大阪市※、岡山市※		3
市	北海道	室蘭市、釧路市、苫小牧市	9
	栃木県	宇都宮市※	
	千葉県	船橋市	
	石川県	金沢市※	
	山梨県	甲府市	
	岐阜県	岐阜市※	
	徳島県	徳島市※	
計			14

※は中央卸売市場を、その他は地方卸売市場のみを開設。

## 【法非適用事業】

平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧		事業数
県	秋田県、三重県、奈良県※、鳥取県、岡山県、山口県、長崎県、沖縄県※		8
政令市	仙台市※、さいたま市※、千葉市、横浜市※、川崎市※、新潟市※、静岡市※、浜松市※、名古屋市※、京都市※、大阪市※、神戸市※、広島市※、北九州市※、福岡市※		15
市	36道府県		107
町村	6道府県		9
一部事務組合	山形県	庄内広域行政組合	11
	茨城県	鹿島地方事務組合	
	栃木県	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合	
		栃木県南公設地方卸売市場事務組合	
		芳賀地区広域行政事務組合	
	石川県	南加賀広域圏事務組合	
	岐阜県	可茂公設地方卸売市場組合	
	三重県	北勢公設地方卸売市場組合	
	和歌山県	新宮周辺広域市町村圏事務組合	
鹿児島県	大口地方卸売市場管理組合		
	曾於地域公設地方卸売市場管理組合		
計			150

### 【卸売市場開設の条件】

- ・ 中央卸売市場の開設者は、都道府県又は人口20万人以上の市に限られる。
- ・ 地方卸売市場は、民間事業者も開設可能。

# 市場事業（法適用）の経営状況

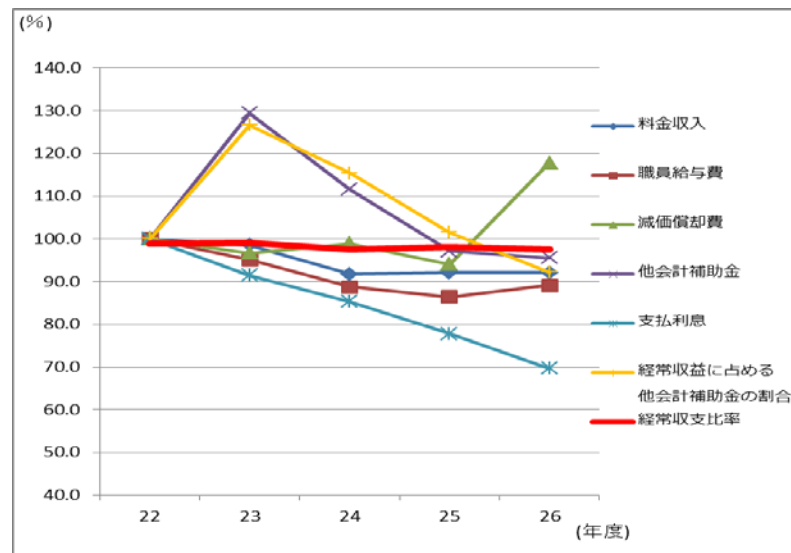
- 法適用事業は、中央卸売市場9事業・地方卸売市場5事業の全14事業であり、事業全体の純損益は赤字傾向にある。
- なお、26年度は会計基準見直しに伴い約51億円の特別損失(過年度の退職給付引当金の計上等)を計上している。
- 経常収益の中で他会計補助金が占める割合は25年度までは13.8%～17.5%で推移しており、26年度は12.7%(繰入金額約43億円)となっている。
- 卸売市場経由率の低下や取扱量の減少、生鮮食料品の低価格化、生鮮食料品流通の国際化など、経営環境が厳しくなっている。

事業数: 14 (H22) → 14 (H26)

(単位: 百万円, %)

項目	年度	22	23	24	25	26	(B)-(A)
					(A)	(B)	(A)
営業収益		27,203	26,702	25,107	25,542	25,685	0.6
うち料金収入		21,716	21,397	19,928	20,005	20,002	△ 0.0
営業費用		29,869	29,446	28,990	29,131	31,722	8.9
うち職員給与費		6,305	5,997	5,596	5,450	5,620	3.1
うち減価償却費		10,528	10,174	10,410	9,902	12,402	25.2
営業損益		△ 2,665	△ 2,743	△ 3,883	△ 3,589	△ 6,037	68.2
営業外収益		5,379	6,605	6,417	5,637	8,085	43.4
うち国庫(県)補助金		9	18	9	0	7	-
うち他会計補助金		4,506	5,832	5,029	4,376	4,306	△ 1.6
うち長期前受金戻入		-	-	-	-	2,657	皆増
営業外費用		3,086	4,194	3,334	2,618	2,882	10.1
うち支払利息		2,815	2,575	2,401	2,191	1,961	△ 10.5
経常損益		△ 373	△ 332	△ 800	△ 569	△ 834	46.5
特別利益		7,571	0	0	0	1,415	1,645,654.7
特別損失		2,211	74	5	186	5,149	2,674.7
純 損 益		4,987	△ 407	△ 806	△ 755	△ 4,568	505.1
うち他会計補助金除き		481	△ 6,239	△ 5,835	△ 5,131	△ 8,873	△ 72.9
経常収益に占める他会計補助金の割合		13.8	17.5	16.0	14.0	12.7	-
経常収支比率		98.9	99.0	97.5	98.2	97.6	-
総収支比率		114.2	98.8	97.5	97.6	88.5	-

(出典) 平成26年度地方公営企業決算状況調査



【参考】「平成28年度の地方公営企業繰入金について(繰出基準)」(抜粋)

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金(ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。)の2分の1とする。

# 市場事業（法非適用）の経営状況

- 事業全体の実質収支は黒字傾向であるが、これは他会計繰入金（26年度約209億円）が計上されていることによる。
- 収入全体の中で他会計繰入金が占める割合は30%前後で推移しており、26年度は26.3%。
- 卸売市場を介した取引の割合を示す経由率の低下や、上位市場と下位市場との取引量の差の拡大（二極化）、卸売業者・仲卸業者の経営状況の悪化などが進み、市場事業全体としての経営環境は厳しくなっており、この5年間で11事業が廃止となった。

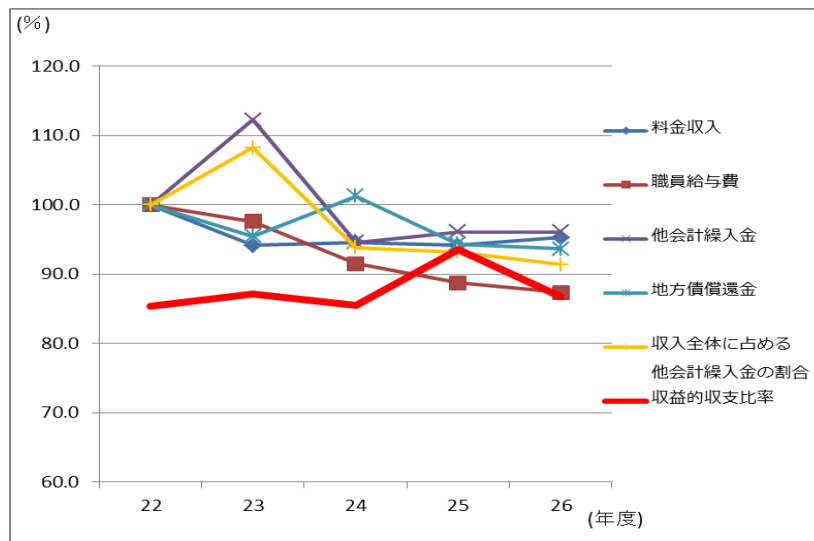
事業数：161（H22）→150（H26）

（単位：百万円、%）

項目	年度	22	23	24	25	26	(B)-(A)
					(A)	(B)	(A)
総収益		51,156	50,925	50,086	53,459	48,443	△ 9.4
うち料金収入		29,020	27,325	27,441	27,330	27,648	1.2
うち他会計繰入金		9,893	10,059	9,280	8,856	9,757	10.2
総費用		42,947	42,258	41,395	41,113	39,986	△ 2.7
うち職員給与と費		9,515	9,287	8,708	8,444	8,310	△ 1.6
収支差引（収益的収支）		8,209	8,666	8,691	12,346	8,456	△ 31.5
資本的収入		24,517	27,599	26,195	24,565	31,126	26.7
うち地方債		9,725	8,327	9,674	7,330	14,450	97.1
うち他会計繰入金		11,845	14,350	11,288	12,036	11,130	△ 7.5
資本的支出		30,178	33,934	34,976	37,085	36,298	△ 2.1
うち建設改良費		12,495	16,943	17,102	19,945	19,512	△ 2.2
うち地方債償還金		16,966	16,200	17,173	16,001	15,886	△ 0.7
収支差引（資本的収支）		△ 5,660	△ 6,335	△ 8,781	△ 12,521	△ 5,172	△ 58.7
実質収支		915	2,697	2,368	2,415	2,971	23.1
うち他会計繰入金除き		△ 20,823	△ 21,712	△ 18,200	△ 18,478	△ 17,916	3.0
収入全体に占める他会計繰入金の割合		28.7	31.1	27.0	26.8	26.3	-
収益的収支比率		85.4	87.1	85.5	93.6	86.7	-

収益的収支比率 = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

（出典）平成26年度地方公営企業決算状況調査



【参考】「平成28年度の地方公営企業繰出金について（繰出基準）」（抜粋）

1 市場における業者の指導監督等に要する経費

(2) 繰出しの基準

現場取引、卸売人の業務及び経理等に対する指導監督、その他流通改善対策等に要する経費として当該年度における営業費用の30%とする。

2 市場の建設改良に要する経費

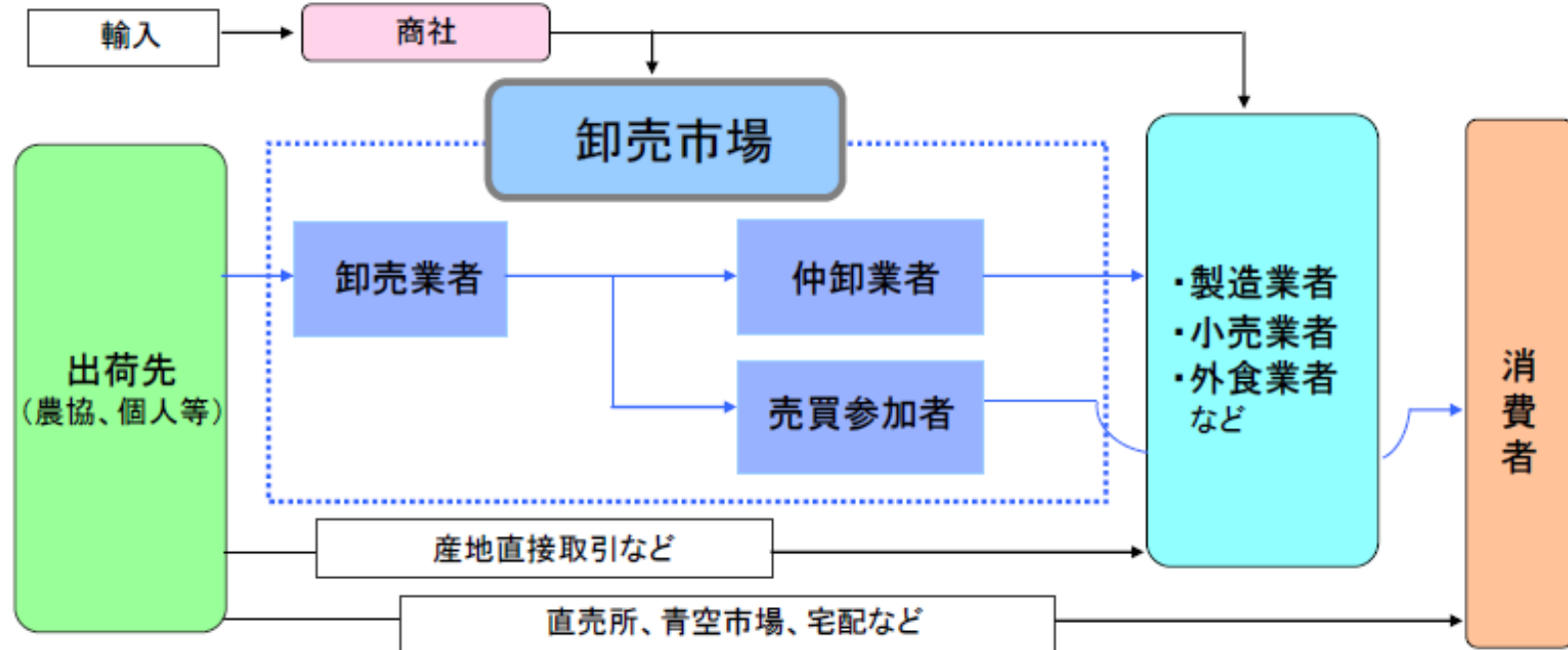
(2) 繰出しの基準

市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金（ただし、利子支払額については、平成4年度以降同意等債に係るものに限る。また、PFI事業に係る割賦負担金を含む。）の2分の1とする。

# 卸売市場の機能と役割

卸売市場は、野菜、果物、魚、肉など日々の食卓に欠かすことのできない生鮮食料品等を、国民に円滑かつ安定的に供給するための基幹的なインフラである。多種・大量の物品の効率的かつ継続的な集分荷、公正で透明性の高い価格形成など重要な機能を担う。

## ■ 生鮮食料品等の主要な流通経路



## ■ 市場の主な機能

### ・集荷(品揃え)、分荷機能

全国各地から多種・大量の物品を集荷、実需者ニーズに応じて、迅速かつ効率的に必要な品目、量へと分荷

### ・価格形成機能

需給を反映した公正で透明性の高い価格形成

### ・代金決済機能

販売代金の出荷者への迅速・確実な決済

### ・情報受発信機能

需給に係る情報を収集し、川上・川下それぞれに伝達

# 中央卸売市場と地方卸売市場に係る制度の比較

		中央卸売市場	地方卸売市場
特徴		<ul style="list-style-type: none"> <li>公正かつ効率的な流通の確保を目的とした広域的な生鮮食料品等流通の中核的な拠点</li> <li>都道府県や一定規模以上の都市が開設者となって、厳格な取引規制の下、指標となる価格形成等重要な機能を果たしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における生鮮食料品等の集配拠点</li> <li>開設者の主体に制限はなく、法律上の規制も緩やかである。地域の実情に応じた運営がなされている。</li> </ul>
業者等の許認可、指導監督	開設者	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣による認可、報告徴収・検査、監督処分等（開設主体は都道府県・人口20万人以上の市等に限定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事による許可、報告徴収・検査、監督処分等（開設主体に限定なし（地方公共団体、株式会社、農協、漁協等））</li> <li>【その他、必要に応じて都道府県知事が条例で規定】</li> </ul>
	卸売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣による認可、報告徴収・検査、監督処分等</li> <li>開設者による報告徴収・検査、監督処分等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事による許可、報告徴収・検査、監督処分等</li> <li>【その他、必要に応じて都道府県知事が条例で規定】</li> </ul>
	仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>開設者による許可、報告徴収・検査、監督処分等</li> </ul>	法律上特段の規定なし
	売買参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>開設者による承認、監督処分</li> </ul>	【必要に応じて都道府県知事が条例で規定】
取引規制		<ul style="list-style-type: none"> <li>売買取引の方法の設定</li> <li>差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止</li> <li>卸売の相手方の制限（第三者販売の原則禁止） （卸売業者の販売先を市場内の仲卸、売買参加者に限定）</li> <li>市場外にある物品の卸売の原則禁止 （卸売業者の販売を市場内にある物品に限定）</li> <li>卸売業者に係る卸売の相手方としての買受けの禁止</li> <li>仲卸業者の業務の規制（販売の委託の引受けの禁止、直荷引きの原則禁止） （仲卸業者の仕入先を当該市場の卸売業者に限定）</li> <li>卸売予定数量ならびに卸売数量・価格の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買取引の方法の設定</li> <li>差別的取扱いの禁止</li> <li>卸売予定数量ならびに卸売数量・価格の公表</li> <li>【その他、必要に応じて都道府県知事が条例で規定】</li> </ul>

出典：農林水産省資料



# 卸売市場の再編基準等

- 卸売市場法第4条第3項においては、卸売市場整備基本方針で卸売市場の適正な配置の目標を定めるに当たって、「**生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展状況を考慮した卸売市場の再編について配慮しなければならない**」とされている。
- これを受けて、「第10次卸売市場整備基本方針」(農林水産省)において、中央卸売市場の再編基準・再編措置及び地方卸売市場の適正配置等が定められている。

## <中央卸売市場の再編基準>

中央卸売市場（食肉卸売市場及び沖縄本島にある中央卸売市場を除く）であって、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、再編に取り組むこと。

- ① 取扱数量が当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域内における**需要量**未満であること（②に掲げる指標に該当せず、かつ開設区域外への出荷割合が一定以上の場合はこの限りではない）。
- ② **取扱数量**が、青果物にあっては65,000トン未満、水産物にあっては35,000 トン未満、花きにあっては6,000 万本相当未満であること。
- ③ **取扱数量が直近で3年間連続して減少**し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率が、青果物にあっては9.9%以上、水産物にあっては15.7%以上、花きにあっては7.4%以上であること（ただし、当該3年間において取扱金額が前年に比べて増加している年がある場合には、この限りでない）。
- ④ 以下のいずれかの要件に該当すること。
  - ア 市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年間連続して総務省で定める**繰出しの基準**（指導監督、流通改善対策等に要する経費として営業費用の30%・建設改良に要する経費として市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還金の2分の1）を超えていること。
  - イ 主たる卸売業者の財政状況が直近で**3年間連続して経営改善命令の要件（卸売市場法第51条第2項各号）に該当**していること。
    - a.流動比率が1を下った場合
    - b.自己資本比率が0.1を下った場合
    - c.連続する3以上の事業年度において経常損失が生じた場合

## <中央卸売市場の再編措置>

再編基準に該当する中央卸売市場の開設者は、次に掲げる再編措置のいずれかに取り組むかを検討し、早期に具体的な取組内容及び実施時期を決定すること。なお、再編基準に該当しない場合であっても、必要に応じてこれらの措置に取り組むことが望ましい（自主的再編）

- ① **市場運営の広域化（広域の開設者への地位の承継）**
- ② **他の卸売市場との統合による市場機能の集約**
- ③ **集荷・販売面における他の卸売市場との連携**
- ④ **地方卸売市場への転換**
- ⑤ **卸売市場の廃止その他市場流通の効率化**

## <地方卸売市場の適正配置>

地方卸売市場の適正な配置を実現するため、都道府県は、**必要に応じて、「地域拠点市場」**(地方卸売市場であって、都道府県が策定する卸売市場整備計画において定めるもの)を定める(中央卸売市場が開設されていない都道府県においては、地域拠点市場を定め、地方卸売市場に転換する中央卸売市場がある都道府県においては、当該卸売市場を地域拠点市場に位置付けることが望ましい)。

○ 地域拠点市場が**見込む取扱数量（目標年度）**

- ① 青果物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として15,000トン以上
  - ② 水産物を主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として7,000トン以上
  - ③ 花きを主たる取扱品目とする卸売市場である場合には、原則として2,000 万本相当以上
- ※食肉卸売市場を除く

○ 地域拠点市場に求められる取組

- ・**他の地方卸売市場との統合**
- ・**他の卸売市場と連携した集荷・販売活動**
- ・上記の取組が困難な場合には、産地や実需者との連携による市場機能の強化等

○ 地域拠点市場と他の地方卸売市場と**統合する場合においては、**

- 下記①～③の要件全てを満たしていることが望ましい。
- ① 中核となる地域拠点市場の取扱金額が50 億円以上又は卸売場面積が3,000 ㎡以上であること。
  - ② 統合後の地域拠点市場の取扱金額が100 億円以上又は卸売場面積が5,000 ㎡以上であること。
  - ③ 当該統合に係る地方卸売市場が卸売市場機能高度化事業に係る構造改善計画の認定を受けていること。
- ※その他、都道府県は、地方卸売市場の卸売業者に係る財務基準等の指標を定め、一定の目安に該当する地方卸売市場の再編について配慮する。

## 5. と畜場事業における現状と課題

# と畜場事業 実施団体一覧

## 【法適用事業】

区分	経営団体一覧		事業数
企業団	青森県	十和田地区食肉処理事務組合	1
	計		1

## 【法非適用事業】

平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧		事業数
都県	東京都、岡山県		2
政令市	さいたま市、横浜市、浜松市、新潟市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、北九州市、熊本市		10
市	21道府県		32
町村	6都道県		9
一部事務組合	山形県	庄内広域行政組合	8
	栃木県	那須地区広域行政事務組合	
	長野県	佐久広域連合	
	静岡県	岳南食肉センター組合	
	三重県	伊賀市・名張市広域行政事務組合	
	兵庫県	淡路広域行政事務組合	
	鹿児島県	沖永良部衛生管理組合	
		徳之島アイランド広域連合	
	計		61

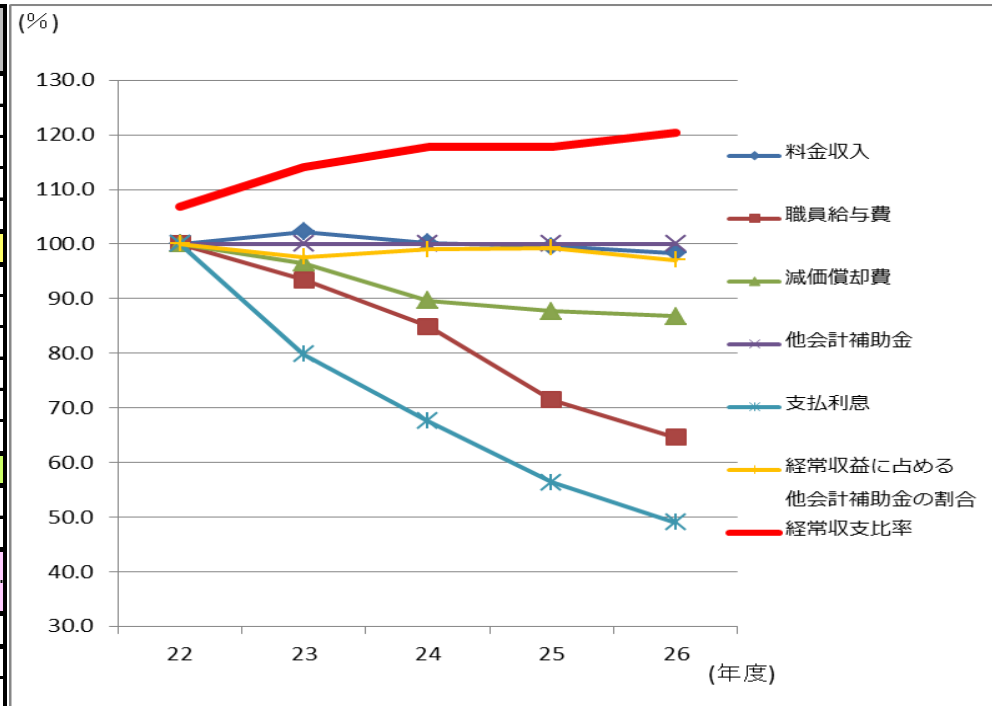
# と畜場事業（法適用）の経営状況

- 法適用事業は、十和田地区食肉処理事務組合のみである。
- 純損益は黒字が続くものの、毎年4,600万円の他会計補助金を除くと、ほぼ収支均衡となる。

事業数：1（H22）→1（H26）

（単位：百万円、％）

項目	年度	22	23	24	25 (A)	26 (B)	$\frac{(B)-(A)}{(A)}$
営業収益		510	522	512	508	503	△ 1.1
うち料金収入		505	516	506	502	496	△ 1.2
営業費用		514	494	472	472	473	0.2
うち職員給与費		84	79	72	60	54	△ 9.6
うち減価償却費		88	84	79	77	76	△ 1.1
営業損益		△ 4	28	39	36	29	△ 19.0
営業外収益		47	49	51	53	72	36.2
うち国庫(県)補助金		0	0	0	0	0	-
うち他会計補助金		46	46	46	46	46	0.0
うち長期前受金戻入		-	-	-	-	20	皆増
営業外費用		7	6	5	4	4	△ 12.8
うち支払利息		7	6	5	4	4	△ 13.1
経常損益		36	71	85	85	98	15.0
特別利益		0	0	0	0	12	-
特別損失		0	0	0	1	60	5,852.2
純 損 益		36	71	85	84	50	△ 40.6
うち他会計補助金除き		△ 10	25	39	38	4	△ 89.8
経常収益に占める他会計補助金の割合		8.3	8.1	8.2	8.2	8.0	-
経常収支比率		106.9	114.1	117.9	117.8	120.5	-
総収支比率		106.9	114.1	117.8	117.6	109.3	-



# と畜場事業（法非適用）の経営状況

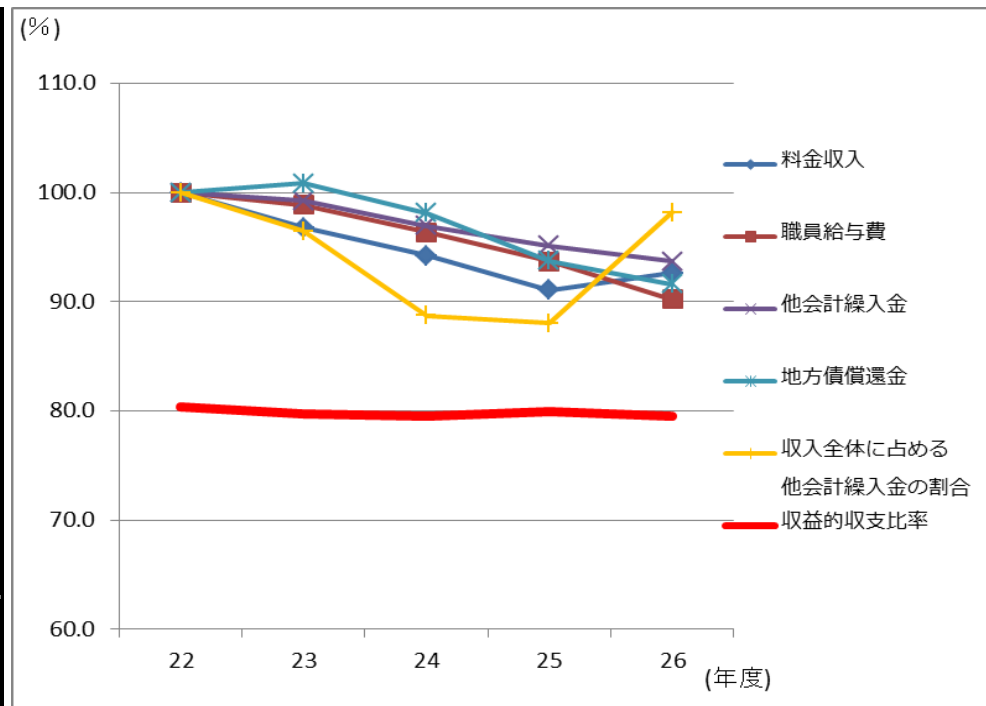
- 事業全体の実質収支は黒字傾向であるが、これは他会計繰入金（26年度約136億円）が計上されていることによる。
- 収入全体の中で他会計繰入金が占める割合は、25年度までは53.6%～60.9%で推移しており、26年度は59.8%となっている。
- 食肉輸入自由化などにより肉畜生産が伸び悩む中で、肉畜生産農家戸数が減少しており、処理頭数の減少など、経営環境は厳しくなっており、この5年間で11事業が廃止となった。

事業数：72（H22）→61（H26）

（単位：百万円、%）

項目	年度	22	23	24	25 (A)	26 (B)	(B)-(A) (A)
総収益		16,710	16,526	16,289	16,080	16,089	0.1
うち料金収入		6,306	6,103	5,942	5,742	5,841	1.7
うち他会計繰入金		9,458	9,610	9,344	9,411	9,391	△ 0.2
総費用		15,976	15,851	15,757	15,588	15,801	1.4
うち職員給与費		3,962	3,918	3,817	3,711	3,576	△ 3.7
収支差引（収益的収支）		734	675	532	492	288	△ 41.5
資本的収入		7,118	7,993	9,749	9,660	6,650	△ 31.2
うち地方債		707	1,660	2,509	3,064	1,131	△ 63.1
うち他会計繰入金		5,046	4,784	4,719	4,383	4,200	△ 4.2
資本的支出		7,615	8,488	9,950	9,924	7,107	△ 28.4
うち建設改良費		1,252	2,591	3,581	4,374	1,680	△ 61.6
うち地方債償還金		4,824	4,866	4,734	4,523	4,420	△ 2.3
収支差引（資本的収支）		△ 498	△ 495	△ 201	△ 264	△ 457	72.9
実質収支		△ 10	116	361	535	334	△ 37.6
うち他会計繰入金除き		△ 14,514	△ 14,278	△ 13,701	△ 13,260	△ 13,257	0.0
収入全体に占める他会計繰入金の割合		60.9	58.7	54.0	53.6	59.8	-
収益的収支比率		80.3	79.8	79.5	80.0	79.6	-

収益的収支比率 = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100



## 6. 港湾整備事業における現状と課題

# 港湾整備事業 実施団体一覧

## 【法適用事業】

区分	経営団体一覧		事業数
都県	東京都、長崎県		2
政令市	大阪市、神戸市		2
市	北海道	室蘭市、釧路市、根室市	3
企業団	愛知県	名古屋港管理組合	1
計			8

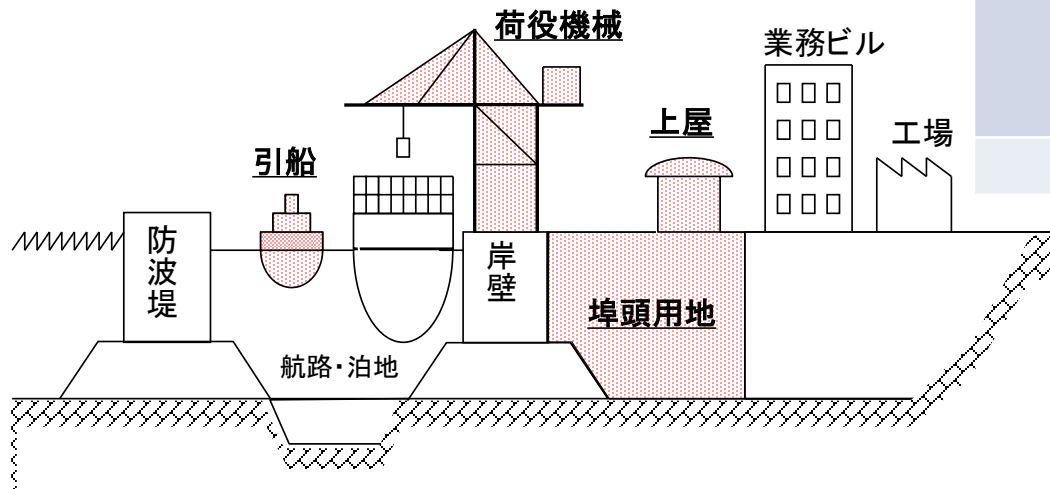
## 【法非適用事業】

平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧		事業数
都府県	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県		36
政令市	横浜市、川崎市、北九州市、福岡市		4
市	11道府県		25
町村	6道県		19
一部事務組合	北海道	苫小牧港管理組合	5
		石狩湾新港管理組合	
	三重県	四日市港管理組合	
	鳥取県	境港管理組合	
沖縄県	那覇港管理組合		
計			89

### (参考) 港湾整備事業の概要

港湾基本施設(泊地、防波堤、岸壁等)の整備と一体となり、港湾の機能を効率的に発揮するために必要な港湾機能施設(ふ頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等)を整備し、当該施設の使用料を徴収し管理・運営を行う事業。



# 港湾整備事業（法適用）の経営状況

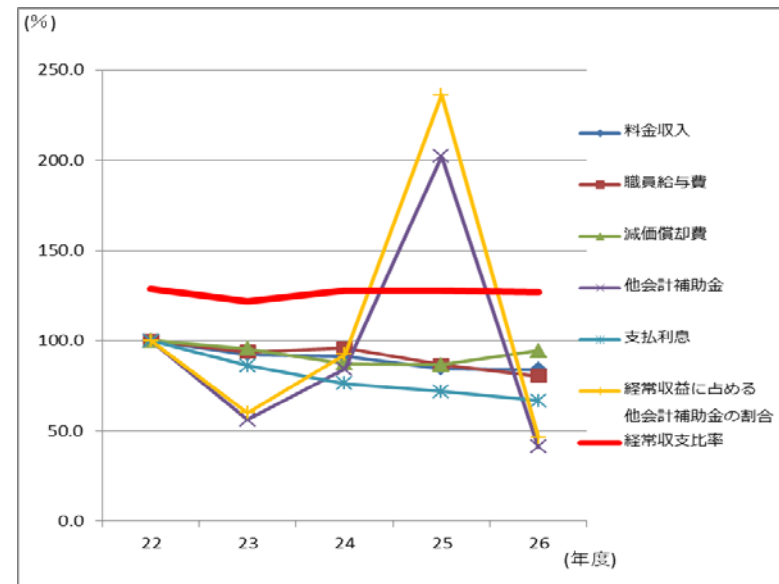
- 法適用事業は、国際戦略港湾3事業、国際拠点港湾2事業、重要港湾3事業の計8事業であり、その全ての事業で純利益を出し、事業全体の純損益としても黒字を維持している。
- ただし、激しい国際競争の中で、取扱貨物量が減少し、減収減益傾向にある。
- 他会計補助金を繰り入れているのは1事業（根室市約220万円）のみ。

事業数：8（H22）→8（H26）

（単位：百万円、％）

年度	22	23	24	25	26	(B)-(A)
項目				(A)	(B)	(A)
営業収益	18,623	17,276	17,026	15,822	15,696	△ 0.8
うち料金収入	18,393	17,022	16,792	15,568	15,467	△ 0.6
営業費用	14,407	14,118	13,459	12,655	13,211	4.4
うち職員給与費	1,724	1,616	1,653	1,496	1,388	△ 7.3
うち減価償却費	4,827	4,618	4,215	4,181	4,566	9.2
営業損益	4,215	3,158	3,567	3,167	2,485	△ 21.6
営業外収益	1,703	1,722	1,548	1,591	2,247	41.2
うち国庫(県)補助金	0	26	11	0	0	-
うち他会計補助金	5	3	5	11	2	△ 79.7
うち長期前受金戻入	-	-	-	-	696	皆増
営業外費用	1,354	1,471	1,051	983	926	△ 5.8
うち支払利息	1,322	1,138	1,010	950	884	△ 6.9
経常損益	4,564	3,409	4,063	3,776	3,806	0.8
特別利益	117	132	0	909	1,430	57.2
特別損失	131	1,055	987	276	2,076	652.1
純 損 益	4,550	2,485	3,076	4,409	3,160	△ 28.3
うち他会計補助金除き	4,544	2,482	3,071	4,398	3,158	△ 28.2
経常収益に占める他会計補助金の割合	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	-
経常収支比率	129.0	121.9	128.0	127.7	126.9	-
総収支比率	129.0	121.9	128.0	127.7	126.9	-

（出典）平成26年度地方公営企業決算状況調査



【参考】「平成28年度の地方公営企業繰出金について(繰出基準)」（抜粋）

1 離島における旅客上屋の整備に要する経費

(2) 繰出しの基準

離島における旅客上屋の建設改良に係る企業債の元利償還金の2分の1とする。

2 ふ頭用地の耐震性強化に要する経費

(2) 繰出しの基準

平成8年度から平成12年度までに許可された既存のふ頭用地の耐震性強化のための改良に係る企業債の元利償還金の4分の1とする。



# 港湾整備事業（法非適用）の経営状況

- 事業ごとの経営状況により年度ごとの収支状況に差があるが、26年度は料金収入の増加が事業全体の実質収支の黒字の増に寄与している。
- 収入全体の中で他会計繰入金が占める割合は25年度までは16.5%～27.1%で推移しており、26年度は19.8%（繰入金額約290億円）となっている。

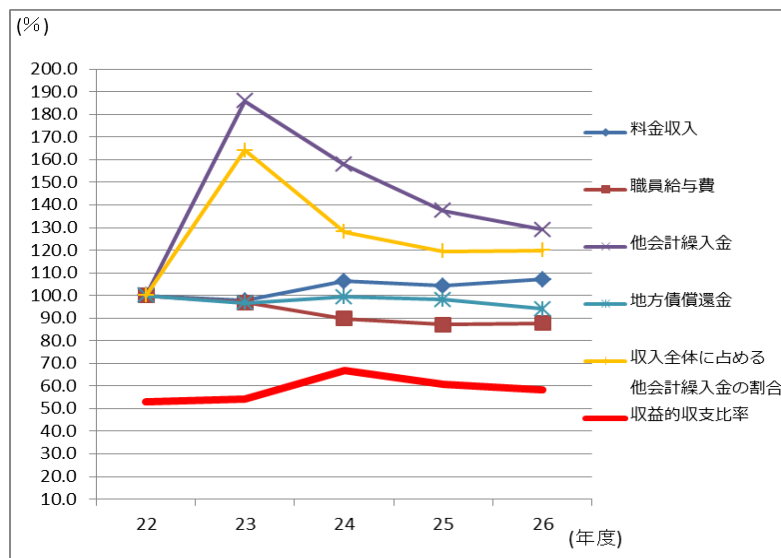
事業数：93（H22）→89（H26）

（単位：百万円、%）

項目	年度	22	23	24	25 (A)	26 (B)	(B)-(A) (A)
総収益		57,391	56,587	72,058	64,289	59,797	△ 7.0
うち料金収入		42,472	41,535	45,103	44,245	45,497	2.8
うち他会計繰入金		8,275	7,890	7,216	6,307	5,999	△ 4.9
総費用		31,606	30,483	31,897	30,993	30,744	△ 0.8
うち職員給与費		2,552	2,472	2,293	2,225	2,238	0.6
収支差引（収益的収支）		25,785	26,104	40,161	33,295	29,053	△ 12.7
資本的収入		78,862	97,707	95,634	92,533	86,784	△ 6.2
うち地方債		51,907	51,703	51,596	52,844	49,662	△ 6.0
うち他会計繰入金		14,185	33,848	28,208	24,579	22,990	△ 6.5
資本的支出		99,990	108,928	125,277	124,377	112,378	△ 9.6
うち建設改良費		22,628	32,319	42,025	43,187	39,370	△ 8.8
うち地方債償還金		76,235	73,743	75,810	74,750	71,758	△ 4.0
収支差引（資本的収支）		△ 21,128	△ 11,221	△ 29,642	△ 31,845	△ 25,594	△ 19.6
実質収支		5,792	3,666	7,986	7,382	8,805	19.3
うち他会計繰入金除き		△ 16,668	△ 38,072	△ 27,439	△ 23,504	△ 20,183	△ 14.1
収入全体に占める他会計繰入金の割合		16.5	27.1	21.1	19.7	19.8	-
収益的収支比率		53.2	54.3	66.9	60.8	58.3	-

収益的収支比率 = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

（出典）平成26年度地方公営企業決算状況調査



【参考】「平成28年度の地方公営企業繰出金について（繰出基準）」（抜粋）

1 離島における旅客上屋の整備に要する経費

(2) 繰出しの基準

離島における旅客上屋の建設改良に係る企業債の元利償還金の2分の1とする。

2 ふ頭用地の耐震性強化に要する経費

(2) 繰出しの基準

平成8年度から平成12年度までに許可された既存のふ頭用地の耐震性強化のための改良に係る企業債の元利償還金の4分の1とする。

## <港湾の種類>

### (1) 港湾法による分類

#### ① 国際戦略港湾（港湾法第2条第2項）

長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの

#### ② 国際拠点港湾（港湾法第2条第2項）

国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの

#### ③ 重要港湾（港湾法第2条第2項）

国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの

#### ④ 地方港湾（港湾法第2条第2項）

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾（概ね地方の利害に係る港である）

#### ⑤ 避難港（港湾法第2条第9項）

暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の乗降の用に供せられない港湾として政令で定めるもの

#### ⑥ 港湾区域の定めのない港湾（港湾法第56条第1項）

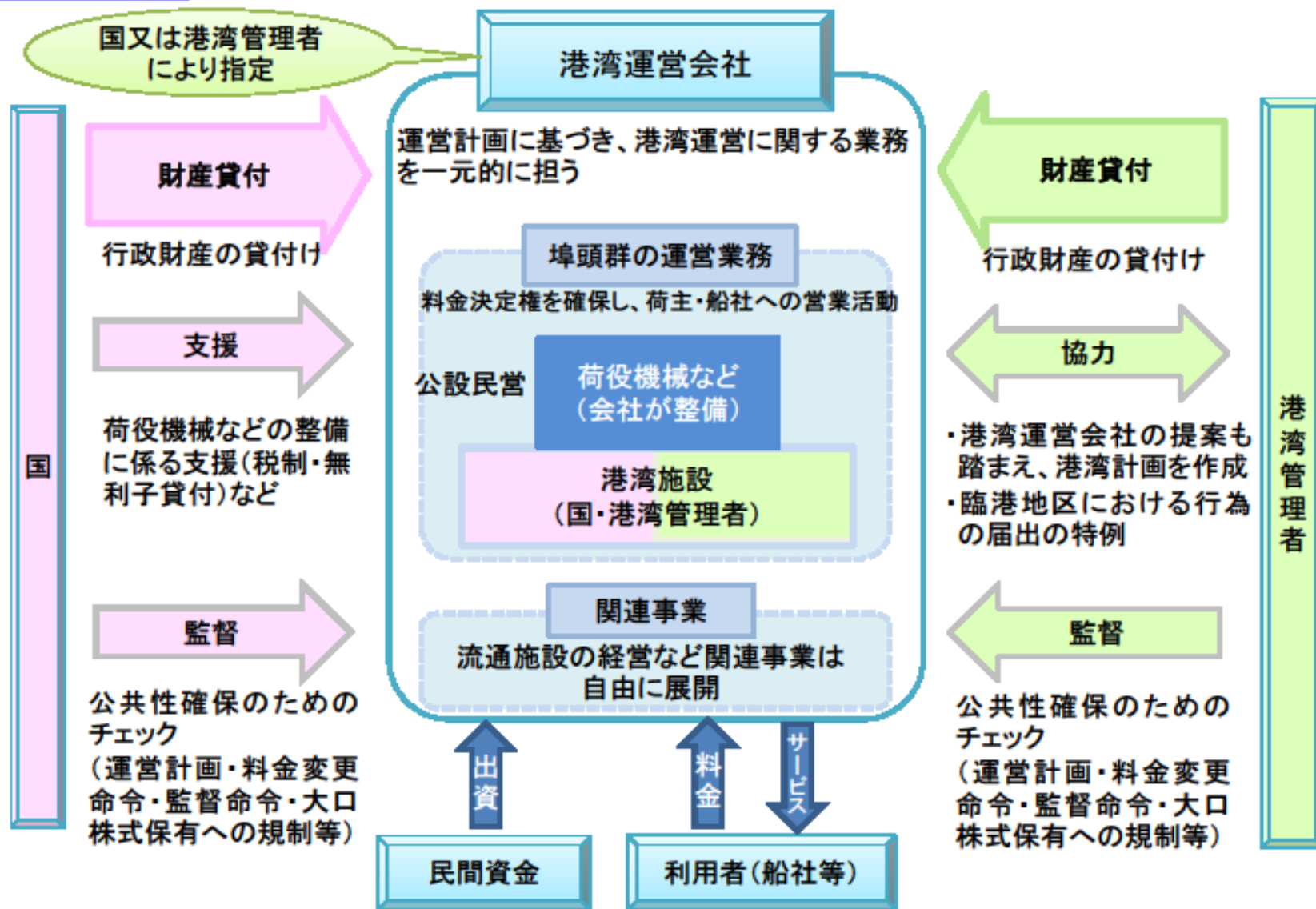
港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告したもの

(2) 港湾管理者別港湾数（平成28年4月1日現在）  
 港湾法第2条第1項に基づき港務局又は地方公共団体（普通地方公共団体、一部事務組合、広域連合）が港湾管理者となる。

区分	総数	港湾管理者					都道府県知事
		都道府県	市町村	港務局	一部事務組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	—
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	—
重要港湾	102	82	16	1	3	102	—
（うち避難港）	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	—
地方港湾	808	504	304	0	0	808	—
（うち避難港）	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	—
計	933	598	328	1	6	933	—
56条港湾	61	—	—	—	—	—	61
合計	994	598	328	1	6	933	61

# 港湾運営の民営化

## 港湾運営の民営化



## 7. 宅地造成事業における現状と課題

# 宅地造成事業 実施団体一覧

## 【法適用事業】

区分	経営団体一覧		事業数
都県	東京都、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、福岡県、長崎県		27
政令市	横浜市、大阪市、神戸市		4
市	北海道	室蘭市、釧路市、苫小牧、根室市	11
	福島県	二本松市	
	長野県	長野市、須坂市	
	兵庫県	姫路市、明石市、小野市	
町村	福島県	泉崎村、三春町	3
	兵庫県	市川町	
企業団	愛知県	名古屋港管理組合	1
計			46

## 【法非適用事業】

平成27年3月31日時点

区分	経営団体一覧		事業数
都府県	東京都、京都府、大阪府、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、富山県、福井県、静岡県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県		43
政令市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市		18
市	40都道府県		228
町村	31道府県		104
一部事務組合	北海道	石狩湾新港管理組合	4
	栃木県	宇都宮市街地開発組合	
	群馬県	高崎工業団地造成組合	
	沖縄県	那覇港管理組合	
計			397

## 過去20年間の事業数の推移

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
法適用事業	68	68	68	67	64	62	62	61	62	62	61	59	58	57	55	53	51	50	47	47	46
法非適用事業	635	653	670	677	671	659	658	642	631	614	561	478	463	460	458	442	424	409	410	402	397
合計	703	721	738	744	735	721	720	703	693	676	622	537	521	517	513	495	475	459	457	449	443

## 完成分土地の面積及び割合(H26)

(単位:ha、%)

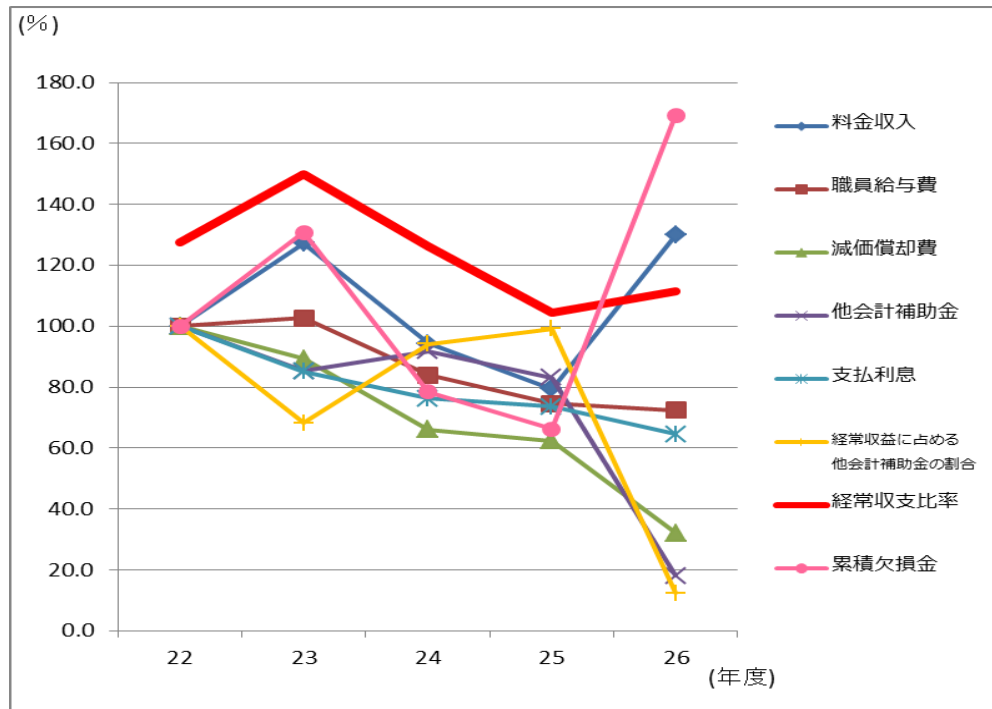
	臨海土地	内陸工業用地	流通業務団地	住宅用地	土地区画整理	市街地再開発						
法適用事業	16,197	53.4	9,222	30.4	325	1.1	4,459	14.7	95	0.3	6	0.0
法非適用事業	15,881	49.2	5,528	17.1	498	1.5	2,188	6.8	7,978	24.7	191	0.6

# 宅地造成事業（法適用）の経営状況

- 事業全体の純損益としては、黒字15事業、赤字31事業となっている。
- 土地を取得、造成、売却処分等することを目的とする特殊な事業であり、他の公営企業とは性質を異にし、売却処分までの間に多額の初期投資を必要とし、また、処分時に一括して売却益を得ることから、年度ごとの損益状況の差が大きい。
- なお、平成25年度決算までは、時価が帳簿価額より下落しているたな卸資産への低価法適用が団体の任意で適用可能となっており、個々の事業の適用状況により評価損による特別損失が計上されていたが、26年度決算から低価法適用が義務づけられたため、多額の特別損失が計上された。
- 経常収益の中で他会計補助金が占める割合は、個々の事業の損益状況によるため、年度ごとの差が大きい(26年度は事業数:52 (H22)→46(H26))。

(単位：百万円、%)

項目	年度	22	23	24	25	26	(B)-(A) (A)
営業収益		184,654	239,802	180,436	155,876	290,666	86.5
うち料金収入		159,118	202,399	150,166	126,530	206,867	63.5
営業費用		146,927	160,239	148,900	154,305	258,934	67.8
うち職員給与費		6,472	6,645	5,439	4,823	4,691	△ 2.8
うち減価償却費		3,675	3,282	2,427	2,292	1,183	△ 48.4
営業損益		37,727	79,563	31,535	1,571	31,732	1,919.9
営業外収益		23,445	20,098	22,379	18,494	13,022	△ 29.6
うち国庫(県)補助金		0	1	0	0	0	-
うち他会計補助金		9,182	7,837	8,434	7,629	1,669	△ 78.1
うち長期前受金戻入		-	-	-	-	123	皆増
営業外費用		16,192	13,140	12,014	12,664	13,446	6.2
うち支払利息		13,434	11,434	10,241	9,880	8,666	△ 12.3
経常損益		44,980	86,521	41,900	7,401	31,309	323.0
特別利益		3,358	5,397	13,351	9,355	38,620	312.8
特別損失		17,330	63,278	9,972	10,158	391,343	3,752.5
純 損 益		31,008	28,641	45,279	6,598	△ 321,414	△ 4,971.4
うち他会計補助金除き		21,826	20,804	36,845	△ 1,031	△ 323,083	△ 31,233.8
経常収益に占める他会計補助金の割合		4.4	3.0	4.2	4.4	0.5	-
経常収支比率		127.6	149.9	126.0	104.4	111.5	-
総収支比率		117.2	112.1	126.5	103.7	51.6	-
累積欠損金		252,281	329,812	197,923	167,008	427,167	155.8



# 宅地造成事業（法非適用）の経営状況

- 個々の事業の収支状況により年度ごとに差があるがここ5年間を見ると事業全体の実質収支が改善している。
- 平成24年度以降の建設改良費の減少は、大規模な造成事業の終了やリスク限定通知※発出を踏まえた新規事業の抑制と考えられる。

※リスク限定通知:「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」(平成23年12月 総務副大臣通知)により、法人格を別にした事業実施や損失補償の制限、事業に係る起債予定額を合算すると早期健全化基準を超えるような大規模起債の制限などを助言

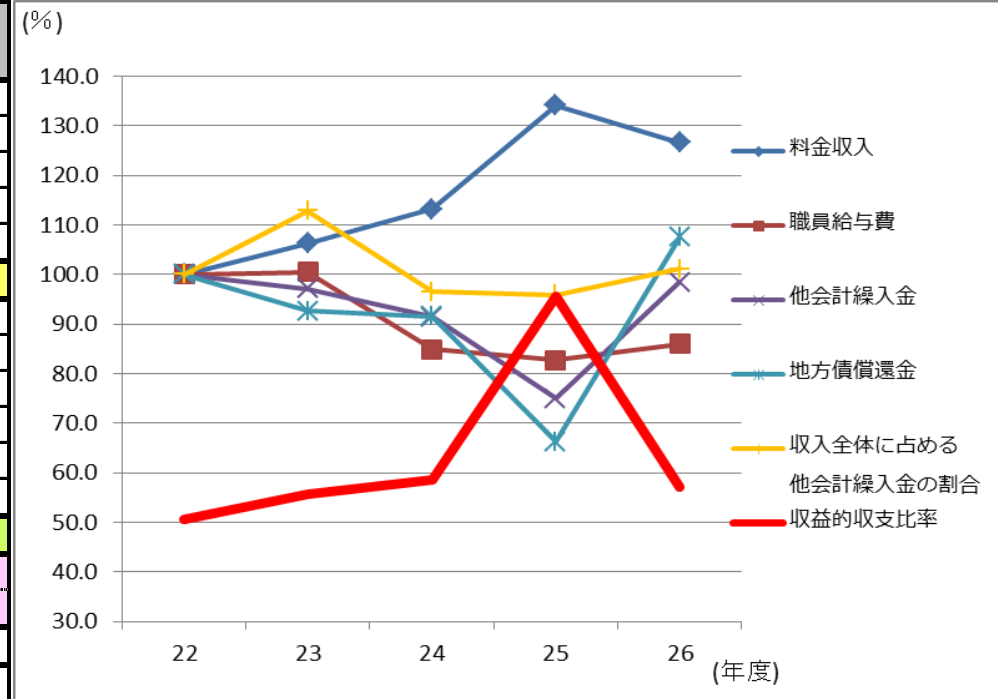
- 他会計繰入金(26年度約1,247億円)については、上位10事業の額が全体の約70%を占めている。
- また、収入全体の中で他会計繰入金が占める割合は35%前後で推移している。

事業数: 424 (H22) → 397 (H26)

(単位: 百万円、%)

項目	年度	22	23	24	25	26	(B)-(A) (A)
総収益		103,542	106,124	109,155	131,313	122,839	△ 6.5
うち料金収入		71,588	76,166	81,087	96,026	90,678	△ 5.6
うち他会計繰入金		15,897	12,760	12,867	19,439	11,898	△ 38.8
総費用		17,998	17,422	14,847	13,394	13,586	1.4
うち職員給与費		1,818	1,828	1,544	1,505	1,563	3.8
収支差引(収益的収支)		85,544	88,702	94,308	117,919	109,254	△ 7.3
資本的収入		258,511	205,499	233,668	151,892	229,636	51.2
うち地方債		113,138	69,025	97,904	52,277	91,001	74.1
うち他会計繰入金		110,796	110,315	103,012	75,649	112,788	49.1
資本的支出		328,627	279,255	302,978	223,962	306,026	36.6
うち建設改良費		121,060	121,527	113,519	82,407	80,383	△ 2.5
うち地方債償還金		186,827	173,116	171,009	123,829	200,917	62.3
収支差引(資本的収支)		△ 70,116	△ 73,756	△ 69,310	△ 72,070	△ 76,390	6.0
実質収支		△ 4,897	△ 2,922	4,969	12,257	13,458	9.8
うち他会計繰入金除き		△ 131,590	△ 125,997	△ 110,910	△ 82,831	△ 111,228	△ 34.3
収入全体に占める他会計繰入金の割合		35.0	39.5	33.8	33.6	35.4	-
収益的収支比率		50.6	55.7	58.7	95.7	57.3	-

収益的収支比率 = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100



## 8. 下水道事業における現状と課題



# 事業種類別・経営主体別事業数(平成26年度)

(事業数)

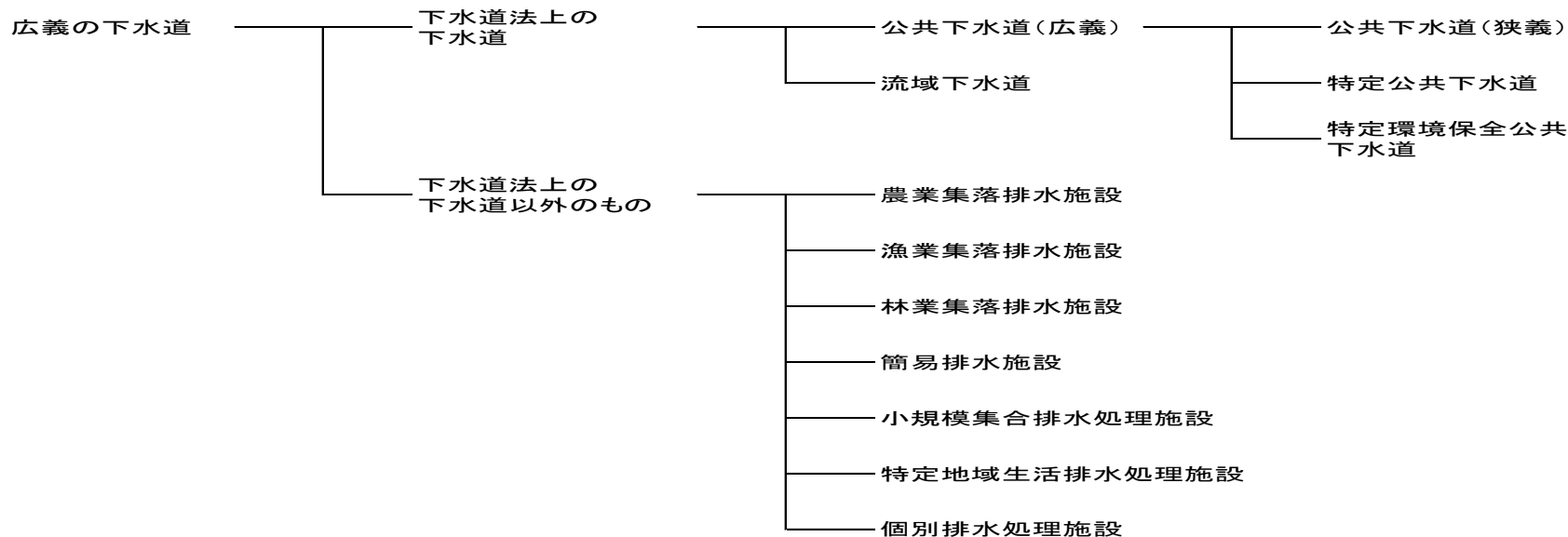
事業種類 経営主体	事業種類											
	公共	特環	特公	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	4	21	3	42	10	1	0	0	0	0	0	81
指定都市	20	11	0	0	12	2	0	0	0	4	1	50
市	718	352	7	1	453	89	11	10	51	140	62	1,894
町村	429	363	0	0	441	78	15	16	29	131	86	1,588
一部事務組合等	16	6	0	3	0	0	0	0	0	1	0	26
計	1,187	753	10	46	916	170	26	26	80	276	149	3,639

下水道法上の下水道

下水道法上の下水道以外の集合処理施設

個別処理(浄化槽)

<参考:下水道の種類>



# 収入構造の概要

- 料金収入については、普及拡大に伴い**増加傾向**(H22→H26:+211億円)。
- なお、H26年度は会計基準の見直しによる長期前受金戻入(資産の取得等に伴い交付される補助金等について、減価償却見合い分を収益化)の計上等に伴い、収益合計は前年度比**4,572億円の増**。

(単位:億円)

	項 目	H22	H23	H24	H25	H26	増減額 (H22比較)	増減率 (H22比較)
法適	<b>経常収益</b>	<b>16,111</b>	<b>16,527</b>	<b>16,958</b>	<b>17,516</b>	<b>22,344</b>	<b>6,233</b>	<b>38.7 %</b>
	営業収益	13,806	13,975	14,297	14,648	14,940	1,134	8.2 %
	料金収入	8,558	8,759	9,094	9,400	9,674	1,116	13.0 %
	雨水処理負担金	4,601	4,577	4,596	4,633	4,645	44	1.0 %
	他会計補助金	2,181	2,420	2,528	2,635	2,590	409	18.8 %
	長期前受金戻入	-	-	-	-	4,682	皆増	皆増
	その他(*)	124	132	133	233	132	8	6.5 %
法非適	<b>総収益</b>	<b>14,757</b>	<b>14,368</b>	<b>13,877</b>	<b>13,551</b>	<b>13,295</b>	<b>△ 1,462</b>	<b>△ 9.9 %</b>
	営業収益	9,418	8,921	8,710	8,497	8,337	△ 1,081	△ 11.5 %
	料金収入	6,405	6,087	5,895	5,694	5,500	△ 905	△ 14.1 %
	雨水処理負担金	1,324	1,263	1,185	1,148	1,108	△ 216	△ 16.3 %
	他会計繰入金	5,071	5,081	4,821	4,738	4,677	△ 394	△ 7.8 %
	その他(*)	268	366	346	316	281	13	4.9 %
合計	<b>収益合計</b>	<b>30,868</b>	<b>30,895</b>	<b>30,835</b>	<b>31,067</b>	<b>35,639</b>	<b>4,771</b>	<b>15.5 %</b>
	営業収益	23,224	22,896	23,007	23,145	23,277	53	0.2 %
	<b>料金収入</b>	<b>14,963</b>	<b>14,846</b>	<b>14,989</b>	<b>15,094</b>	<b>15,174</b>	<b>211</b>	<b>1.4 %</b>
	雨水処理負担金	5,925	5,840	5,781	5,781	5,753	△ 172	△ 2.9 %
	他会計繰入金	7,252	7,501	7,349	7,373	7,267	15	0.2 %
	長期前受金戻入	-	-	-	-	4,682	皆増	皆増
その他(*)	392	498	479	549	413	21	5.4 %	

\* その他は、国庫(県)補助金、受託工事収益等

# 費用構造の概要

- 支払利息については、補償金免除繰上償還の実施等に伴い**約23%減少**(H22→H26: ▲1,716億円)。
- 職員給与費については、包括的民間委託などの民間活用による職員削減等に伴い**減少傾向**(同上: ▲307億円)。
- 減価償却費については、普及拡大や更新投資等に伴い**増加傾向**(同上: +5,128億円。なお、H26年度はみなし償却制度の廃止により大幅増)。

(単位:億円)

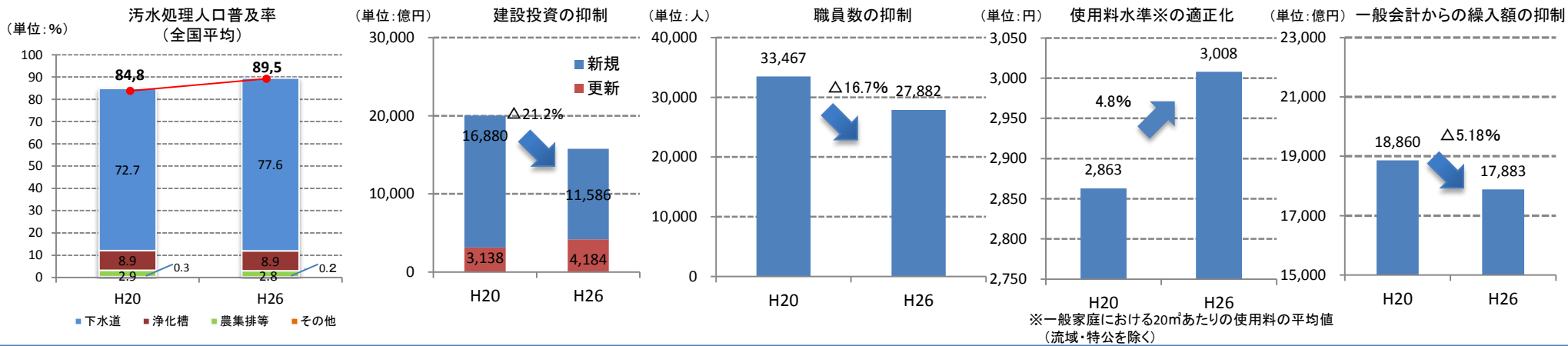
	項 目	H22	H23	H24	H25	H26	増減額 (H22比較)	増減率 (H22比較)
法 適	<b>経常費用</b>	<b>15,395</b>	<b>15,806</b>	<b>16,259</b>	<b>16,663</b>	<b>20,884</b>	<b>5,489</b>	<b>35.7 %</b>
	営業費用	11,647	12,198	12,746	13,283	17,586	5,939	51.0 %
	職員給与費	1,143	1,151	1,124	1,061	966	△ 177	△ 15.5 %
	減価償却費	6,291	6,644	6,950	7,300	11,419	5,128	81.5 %
	支払利息(*1)	3,630	3,513	3,413	3,273	3,178	△ 452	△ 12.5 %
	その他(*2)	118	95	100	107	120	2	1.7 %
法 非 適	<b>総費用</b>	<b>10,239</b>	<b>9,869</b>	<b>9,532</b>	<b>9,185</b>	<b>9,012</b>	<b>△ 1,227</b>	<b>△ 12.0 %</b>
	営業費用	6,047	6,000	5,983	5,957	6,018	△ 29	△ 0.5 %
	職員給与費	645	606	570	534	515	△ 130	△ 20.2 %
	支払利息(*1)	4,012	3,663	3,334	3,036	2,748	△ 1,264	△ 31.5 %
	その他(*2)	180	206	215	192	246	66	36.7 %
合 計	<b>費用合計</b>	<b>25,634</b>	<b>25,675</b>	<b>25,791</b>	<b>25,848</b>	<b>29,896</b>	<b>4,262</b>	<b>16.6 %</b>
	営業費用	17,694	18,198	18,729	19,240	23,604	5,910	33.4 %
	職員給与費	1,788	1,757	1,694	1,595	1,481	△ 307	△ 17.2 %
	減価償却費	6,291	6,644	6,950	7,300	11,419	5,128	81.5 %
	支払利息(*1)	7,642	7,176	6,747	6,309	5,926	△ 1,716	△ 22.5 %
	その他(*2)	298	301	315	299	366	68	22.8 %

\*1 支払利息は、企業債(地方債)利息、一時借入金利息及び他会計借入金利息(供用開始前における建設利息は含まない)

\*2 その他は、総務費及び流域下水道管理運営費負担金等

# 下水道事業の現状と課題について

## 下水道事業の経営状況 (H20→H26)



## 今後の課題と対応

- 【課題】** ○都市部を中心とする更新需要への対応  
○人口減少を見据えた持続可能な経営の確保

### 【対応】

企業会計適用による  
損益・資産情報の把握

<H27年10月時点>  
・適用済み18.4%(団体ベース)

集中取組期間(H27~H31)

<H31年度末>  
・3万人以上団体はすべて移行  
・3万人未満団体もできる限り移行

「経営戦略」策定・実施  
による経営基盤強化

- ・「経営戦略」策定要請(H26. 8)
- ・ガイドラインの通知(H28.1)

<収支均衡を図るための取組>  
・処理場統合等の「広域化・共同化」  
・各種処理施設の「最適化」  
・施設の長寿命化等の「投資の平準化」  
・PPP/PFI等の「民間活力の活用」

- ・高資本費対策に「経営戦略」策定を要件化(H29~)
- ・H32年度までに全事業で策定

下水道財政の見直し

- ①公害防止対策事業の見直し  
・交付税措置のあり方の検討
- ②条件不利地域への対応  
・高資本費対策の要件見直し
- ③老朽化への対応  
・「経営戦略」の活用  
・更新等に備えた積立金・使用料算定のあり方の検討

### 【参考1】使用料の状況(H26)

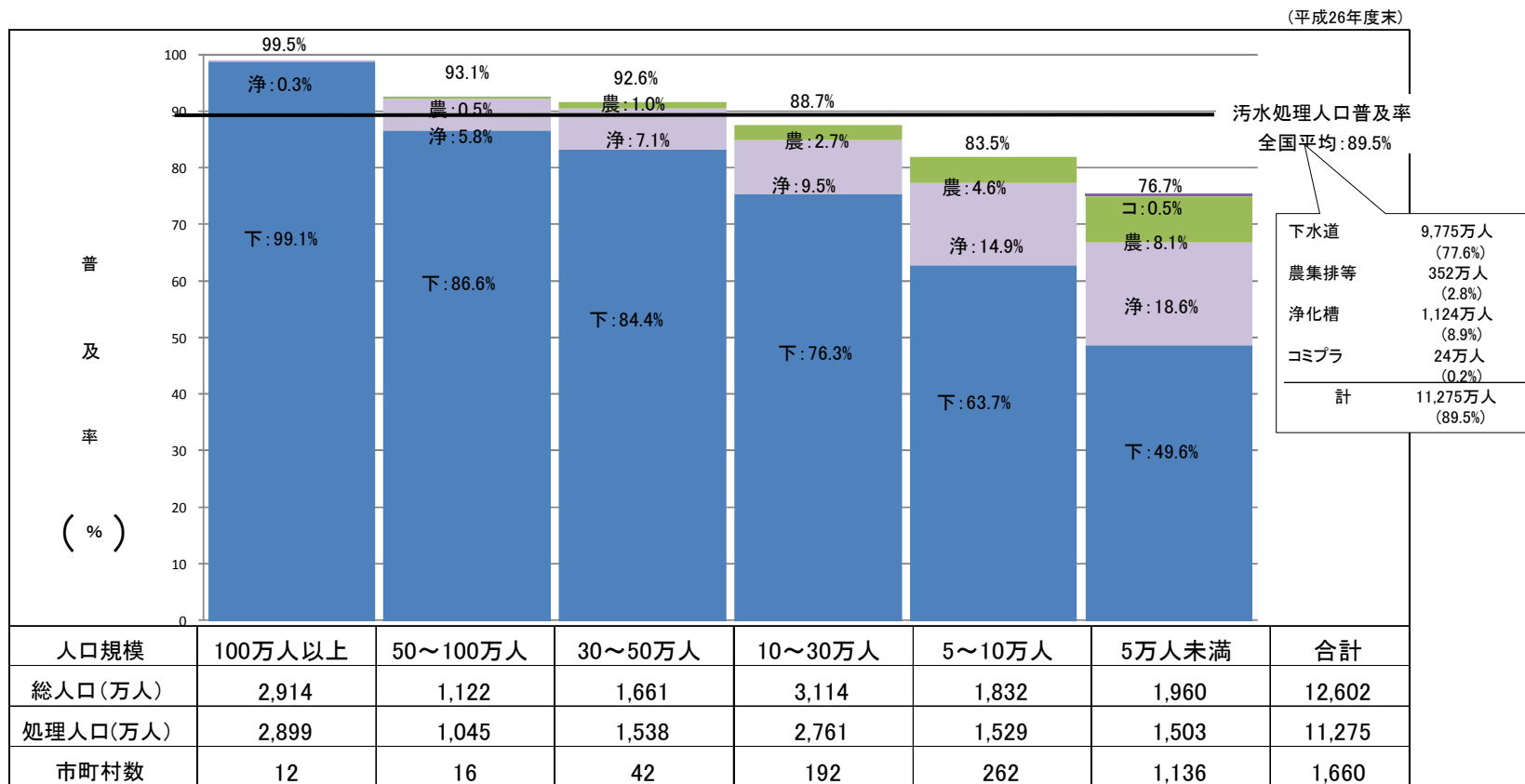
人口密度 (人/ha)	使用料 (円/20㎡月) ※2
100以上 (東京都、横浜市等)	1,791
75~100 (大都市近郊都市等)	1,941
50~75 (地方中核都市等)	2,299
25~50 (地方中小都市等)	2,789
25未満 (町村等) ※1	3,139

※1 特定環境保全公共下水道、集落排水、浄化槽は25未満に含む  
※2 一般家庭における20㎡あたりの使用料の平均値

【参考2】経費回収率(H26) 92.1%

# 汚水処理人口普及状況(人口規模別・汚水処理施設別・平成26年度)

- 汚水処理人口普及率は89.5%(平成26年度末現在)。
- 人口100万人以上の大都市部ではほぼ100%に達しているものの、人口5万人未満の町村部では76.7%となっている。



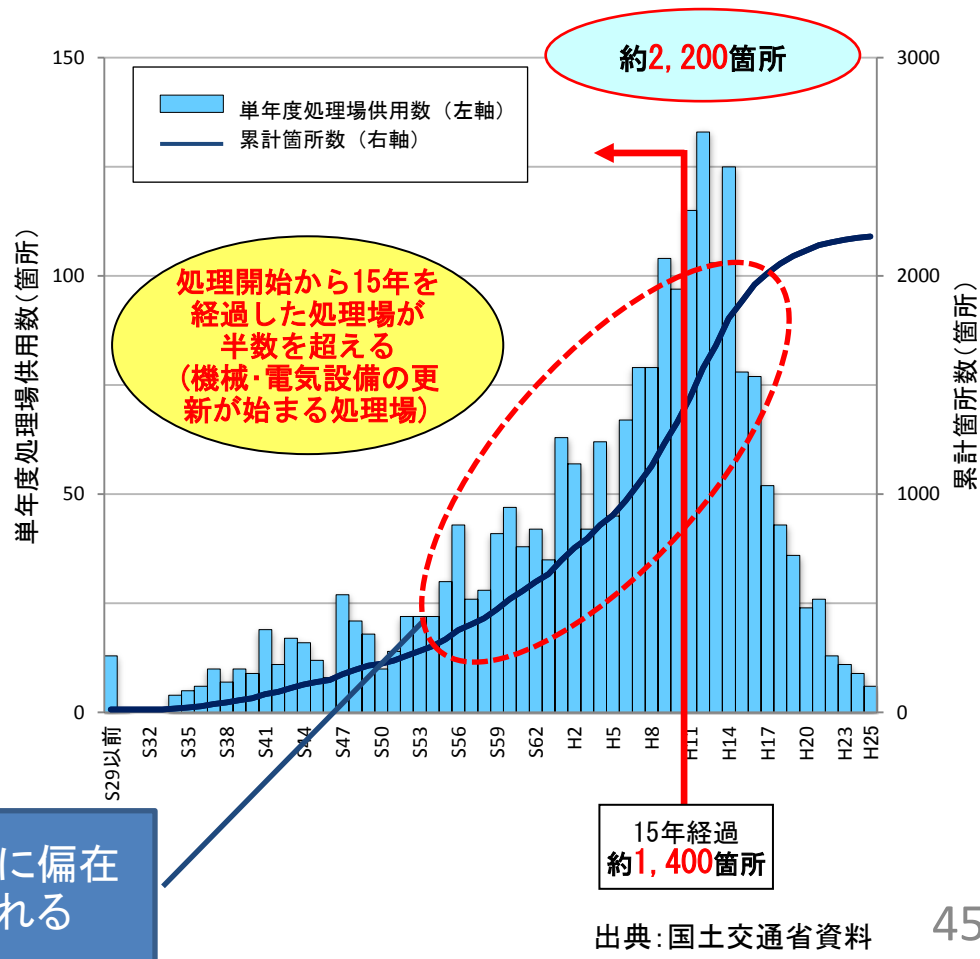
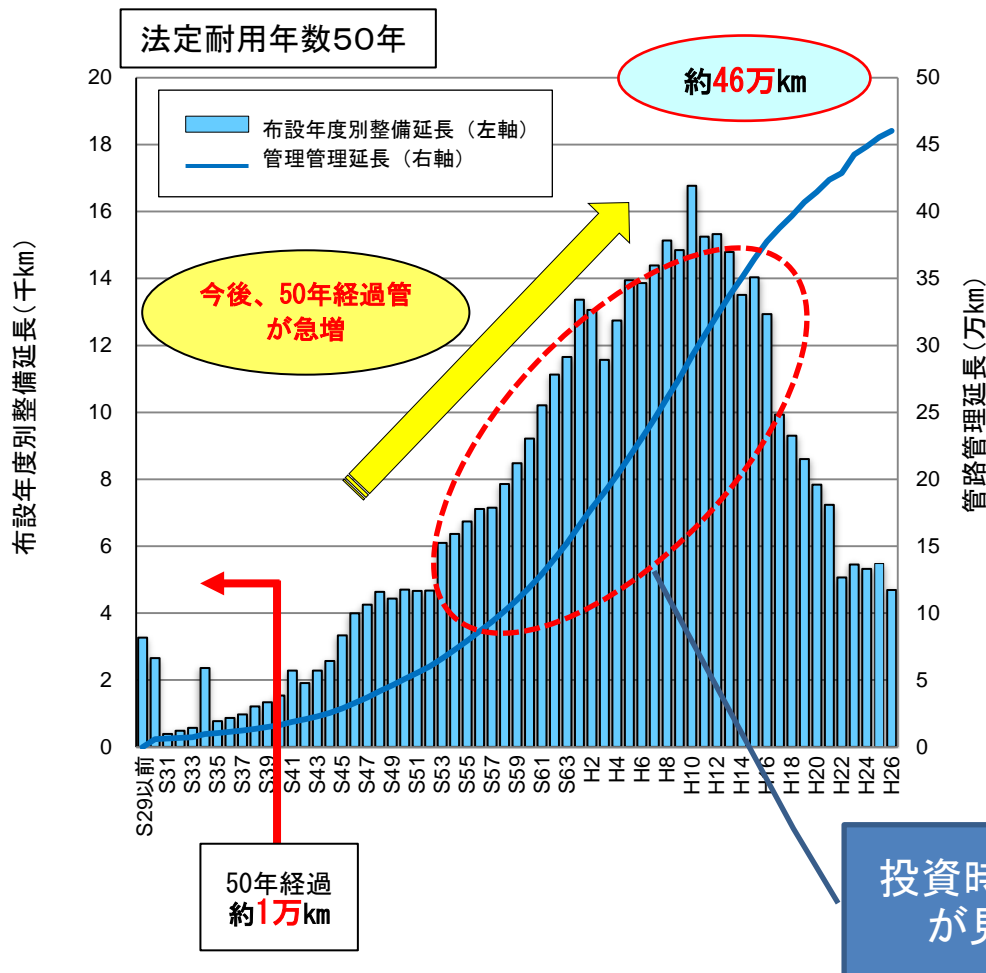
- (注) 1. 総市町村数1,660の内訳は、市778、町714、村168(東京都区郡は市数に1市として含む)  
 2. 総人口、総処理人口は1万人未満を四捨五入した  
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある  
 4. 平成26年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、公表対象外としている  
 5. 下水道とは、公共下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道をいう  
 農集排等とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設をいう  
 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設、個人設置型浄化槽をいう  
 6. 本資料は、農林水産省、国土交通省、環境省より公表された「平成26年度末の汚水処理人口普及状況について」(平成27年9月)を参考としている

# 下水道ストックの現状

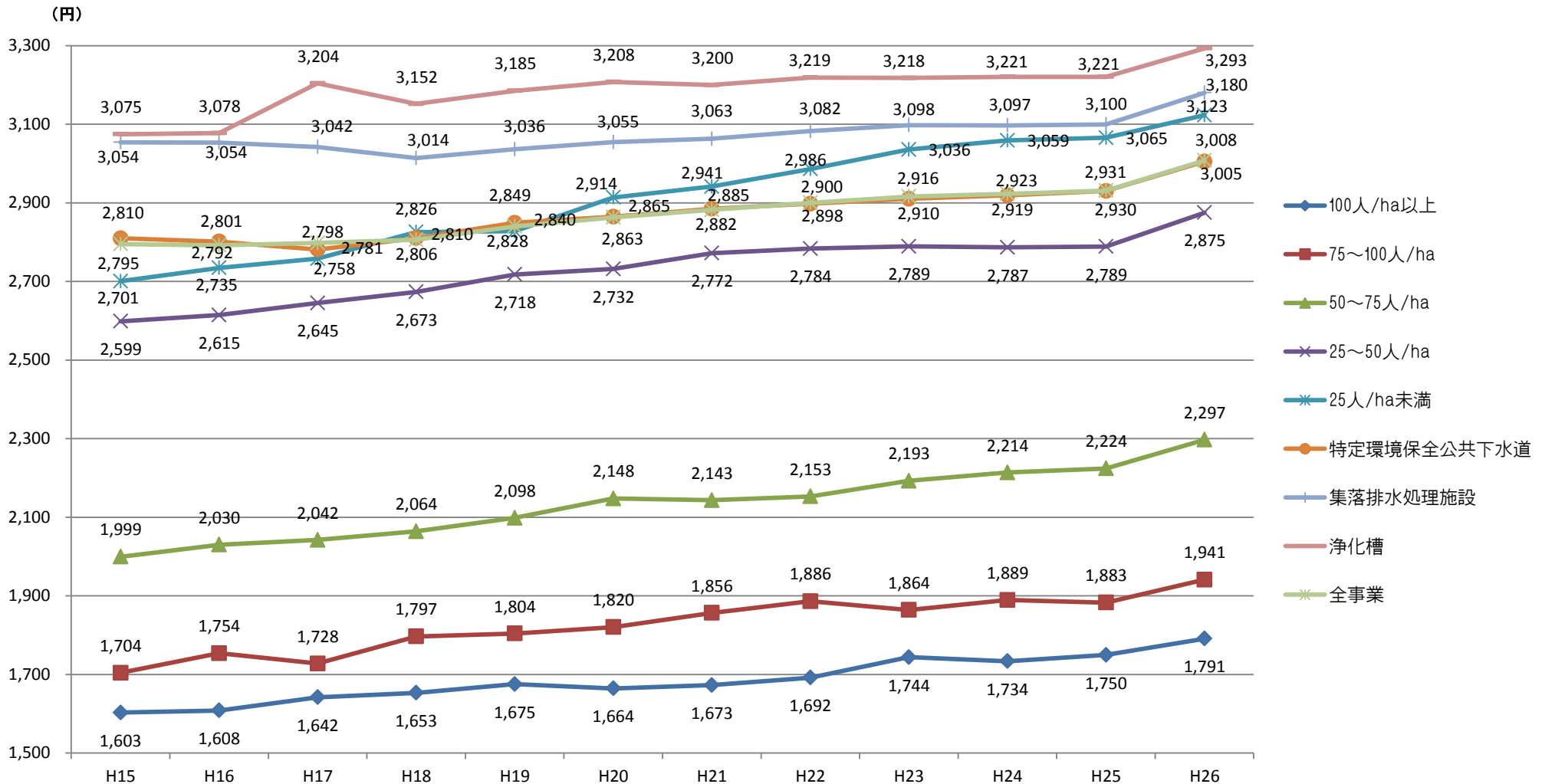
- 管路延長は約46万km、処理場数は約2,200箇所など下水道ストックが増大。
- 下水道施設は、常時稼働しているため、年数とともに老朽化が着実に進行。
- 今後、改築需要のピークを迎える。

■ 管路施設の年度別管理延長(H26末現在)

■ 処理場の年度別供用箇所数(H25末現在)



# 使用料水準の推移(条例上の使用料平均(20m<sup>3</sup>/月))



- (注) 1. 条例上の使用料平均(20m<sup>3</sup>/月)とは、各事業の一般家庭における20m<sup>2</sup>あたりの使用料を単純平均して算定した値。  
 2. 集落排水処理施設とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設のこと。  
 3. 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設のこと。  
 4. 全事業は特定公共下水道・流域下水道を除く。

# 「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書のポイント（平成27年9月）

## 下水道財政を取り巻く課題

- H18年度に導入した「分流式下水道の汚水資本費に対する公費負担」の効果検証。
- 汚水処理の普及進展（H25汚水処理人口普及率88.9%）、大量更新・人口減少時代の到来。
- 総務省から「経営戦略」の策定及び公営企業会計の適用を要請。

## 今後の下水道財政の方向性

### 現行制度の検証

決算分析によれば、現行の地方財政措置により、人口密度が低い地域を中心に資本費が抑制され、より実態に即した制度となっており、引き続き現行制度の継続が必要。

### ① 公害防止対策事業の見直し

〔公害防止対策事業（下水道）〕

- ・昭和46年度～
- ・元利償還金の50%を交付税措置（他地域は16～44%）
- ・主に大都市及びその周辺都市が対象

○ 普及率が高まり、下水道事業が大都市だけでなく、幅広い地域で実施される公共サービスとなっていること等を踏まえ、公害防止対策事業債の地方財政措置のあり方を検討すべき。

### ② 条件不利地域への対応

条件不利地域において、資本費が著しく高い場合に公費負担制度（高資本費対策）あり

〔要件〕供用開始後30年未満  
使用料単価150円/m<sup>3</sup>以上 等

○ 当該地域は、人口減少等の厳しい経営環境にあることから、「経営戦略」の策定を要件化することが適当。

○ 構造的に資本費が高い地域にも下水道が普及しつつあること等を踏まえ、30年未満要件について、廃止を含め見直しを検討。

### ③ 老朽化への対応

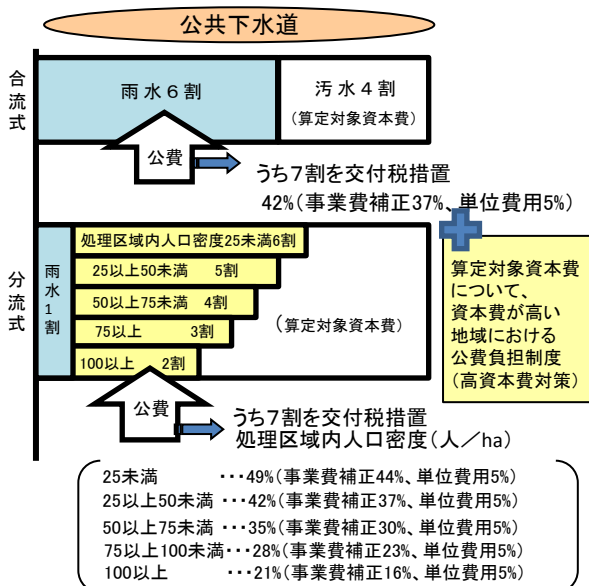
- ・都市部を中心に今後、更新・老朽化対策事業の大幅な増加が見込まれる。
- ・新たな使用料収入の増が見込まれないため、今後、収支の悪化が懸念。
- ・積立金等により将来の老朽化対策に備えている団体は極めて少ない。

○ 「経営戦略」に、老朽化対策として積立金や使用料のあり方を盛り込むことが考えられる。

○ 資産老朽化対策のための新たな積立金の類型の検討。必要額算出方法等のガイドラインの検討。

○ 施設の再構築等のための費用を使用料算定原価に含めることについての検討。

## 参考 現在の下水道事業に係る地方財政措置制度





## ○都道府県構想の目的

市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種污水处理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、地域のニーズを踏まえ、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために、都道府県が市町村と連携して策定（平成7年の3省通知に基づく制度）。

## ●新しいマニュアルのポイント

- ① 人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の徹底した見直しを加速させるため、污水处理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省の3省統一して作成した初のマニュアル。
- ② 污水处理施設の整備区域の設定は、経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込むこととした。
  - ・今後10年程度を目標に、「地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備が概ね完了すること」（概成）を目指し、効率的かつ適正な整備手法の選定を行うとともに、アクションプランでは早期整備の観点から弾力的な対応を検討する。
  - ・水環境の保全（高度処理の必要性、早期整備による水環境改善等）、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用（農業用水としての再利用等）、汚泥の利活用（エネルギー利活用及び堆肥化による農地への利用等）の可能性、災害に対する脆弱性などの地域特性、住民の意向、人口減少等の社会情勢の変化も勘案する。
- ③ 持続可能な污水处理の運営を行うため、未整備地区の整備手法だけでなく、長期的（20～30年）な観点から既整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法についても併せて検討することとした。

# 都道府県構想等の見直し事例

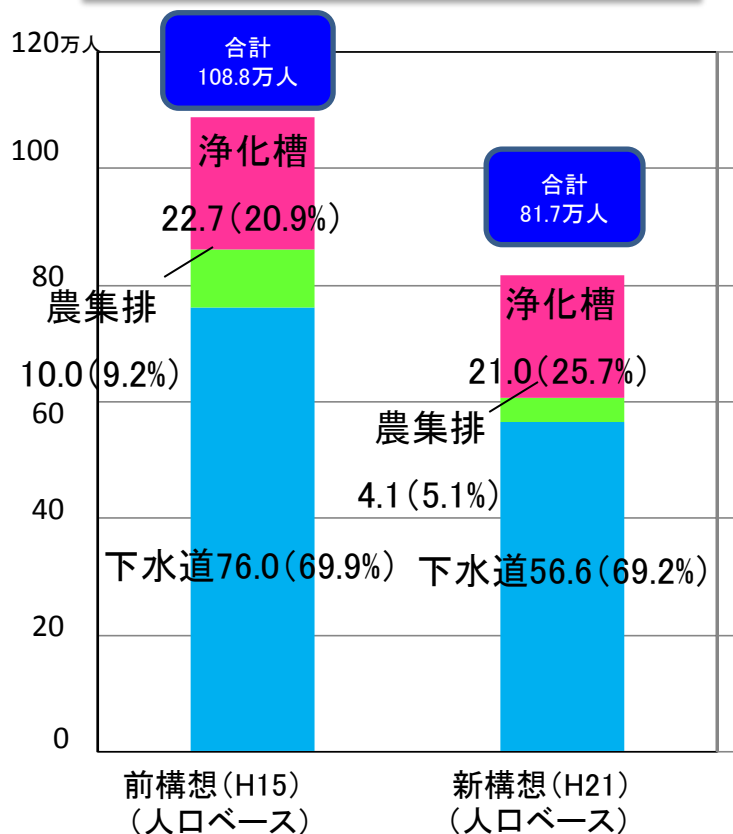
## <都道府県構想の見直し事例>

○和歌山県においては、平成21年12月に都道府県構想が見直され、浄化槽で処理される人口の割合が、20.9%から25.7%へ**4.8ポイント増加**。

## <市町村単位での見直し事例>

○愛媛県八幡浜市では、将来の人口動向を踏まえ、経済比較や住民の意向等を考慮し、汚水処理施設の整備計画を見直した結果、**下水道は縮小し、浄化槽は大幅に増加**。都道府県構想へ反映。

構想見直しの事例(和歌山県)



計画の見直し事例(八幡浜市保内処理区)

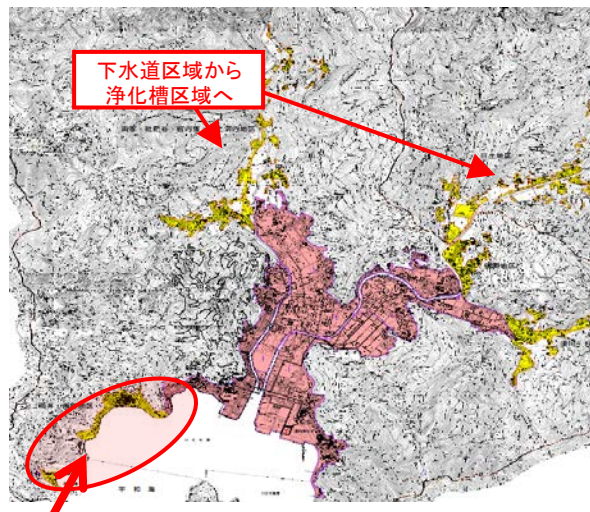
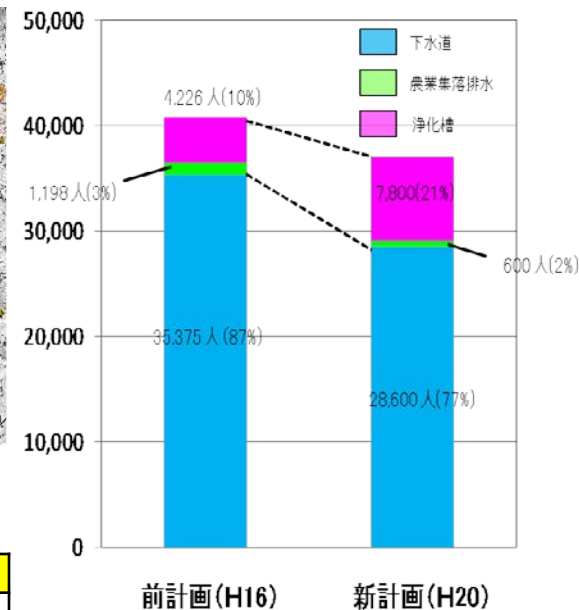


表: 下水道と浄化槽との経済比較(雨水・西町地区)

	見直し前	見直し後
区域内人口	550人	340人
下水道で整備する場合のコスト	1,800万円/年	1,700万円/年
浄化槽で整備する場合のコスト	2,600万円/年	1,600万円/年

計画の見直し事例(八幡浜市全体)



出典: 国土交通省資料

# 広域化・共同化と処理場の統廃合に係る事例

## 東京都八王子市

事例名	流域下水道への編入	規模データ	人口(人)	面積(ha)	密度(人/ha)
団体名	東京都 八王子市	行政区域内	561,055	18,638	30.1
事業名	公共下水道	処理区域内	557,234	8,394	66.4

### 1 背景等

#### ①取組みの背景(きっかけ)

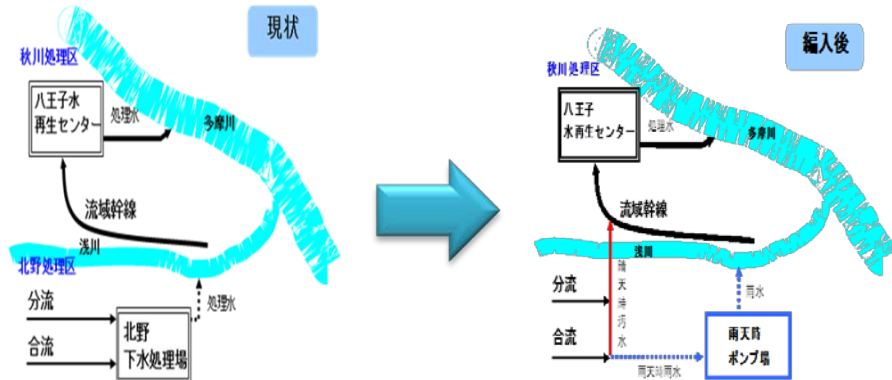
平成10年度より、多摩地域の水環境の向上と施設の更新及び維持管理にかかる都民の負担の軽減を目的として、東京都・八王子市・立川市・三鷹市等で「単独処理区の広域化についての勉強会」を実施し、平成13年度実施の「多摩地域の下水道事業のあり方に関する検討会」において、単独処理区は流域編入することが望ましいとの結論が出された。平成15年度から20年度にかけて流総計画への位置付け等の検討会を行い、平成21年7月に「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の改定により、八王子市公共下水道北野処理区の東京都多摩川流域下水道秋川処理区への編入が位置付けられた。

### 2 内容、効果額等

#### ①事業の内容

単独公共下水道北野処理区を流域下水道秋川処理区へ編入し、北野下水処理場において処理していた汚水を都管理の八王子水再生センターへ編入する事業である。

北野処理区は分流区域と合流区域を有しているが、編入先である八王子水再生センターは分流処理施設であることから、合流区域に降った雨に対応するため、現有施設の一部を活用し「雨天時ポンプ場」とする。



#### ②施設等の状況

(取組前)  
 ・公共下水道(公共:北野処理区、秋川処理区)  
 終末処理場 2か所(北野処理区、秋川処理区)  
 ポンプ場 0か所

(取組後)  
 ・公共下水道(公共:秋川処理区)  
 終末処理場 1か所(秋川処理区)  
 ポンプ場 1か所(北野処理区)

#### ③効果額

i 施設関連  
 ・処理施設増減数 -1  
 ・ポンプ場増減数 +1  
 ・接続のための管渠延長 554m

ii 効果額  
 ・老朽化する北野下水処理場の再構築に比べ、建設費で約63億円  
 ・維持管理費で年間約1億円の経費削減が見込まれる。

## 鹿児島県鹿児島市

事例名	処理場の統合・廃止	規模データ	人口(人)	面積(ha)	密度(人/ha)
団体名	鹿児島県 鹿児島市	行政区域内	606,313	54,757	11.1
事業名	公共下水道	処理区域内	477,900	6,959	68.7

### 1 背景等

#### ①取組みの背景(きっかけ)

公共下水道事業は昭和27年度の事業着手から62年(平成26年度末)が経過し、処理施設の老朽化が進んでいることから施設の更新時期を迎えている。今後も、効率的な事業運営を図るため、平成16年度策定の全体計画において、水処理施設の更新スペース、既存設備の更新費・維持管理費などを考慮し、これまでの6処理場から2処理場へ統廃合を行うこととした。

### 2 内容、効果額等

#### ①事業の内容

平成21年度に錦江処理場の甲系と2号用地処理場を廃止した。現在、代替施設等の施設整備を進め、平成27年度末に南部処理場脇田分場及び1号用地処理場を廃止する予定である。その後は、平成33年度を目標に錦江処理場を廃止し、南部処理場と谷山処理場の2処理場に統廃合する予定である。

#### ②施設等の状況

(取組前)  
 ・公共下水道  
 終末処理場 6か所

(取組後)  
 ・公共下水道  
 終末処理場 2か所

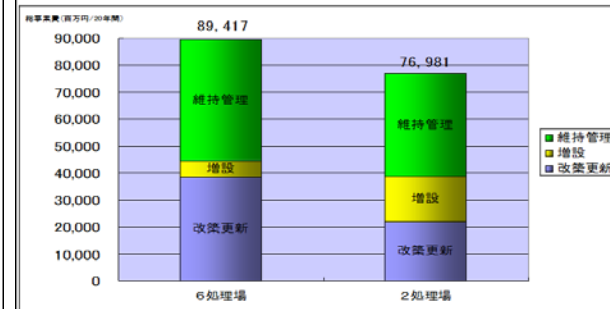
#### ③効果額

i 施設関連  
 ・処理場減数 4か所(平成33年度)

ii 効果額  
 ・処理区間の接続に係る費用  
 建設費 約387億円、維持管理費 約383億円  
 ・処理施設減による削減効果額  
 建設改良費: 約58億円減、維持管理費: 約66億円減 124億円/20年間

(単位: 百万円/20年間)

区分	6処理場(1)	2処理場(2)	差(2-1)
改良更新	38,380	21,797	△ 16,583
増設	6,132	16,870	△ 10,738
維持管理	44,905	38,314	△ 6,591
合計	89,417	76,981	△ 12,436



年間6.2億円の削減効果を実現

※効果額は平成16年計画策定時の、6処理場で更新する場合と2処理場に統合した場合の経済性の検討結果による試算である。

## 9. 病院事業における現状と課題

# 全国の病院に占める公立病院の役割

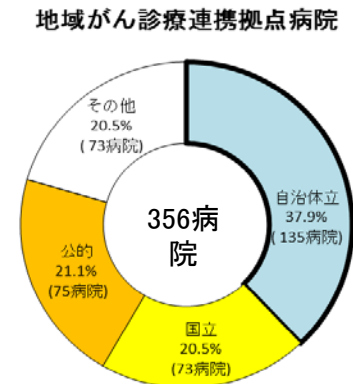
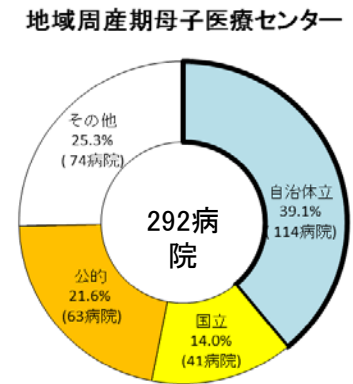
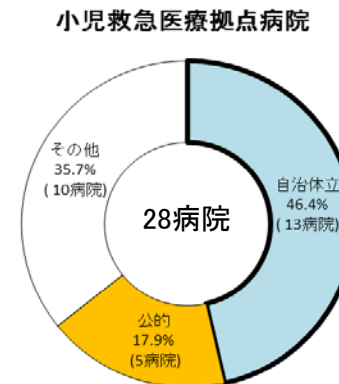
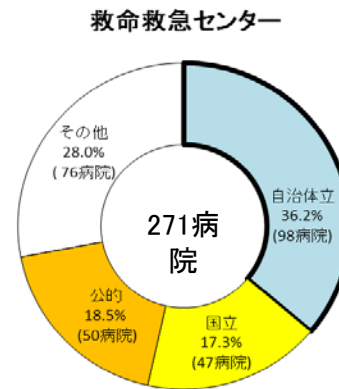
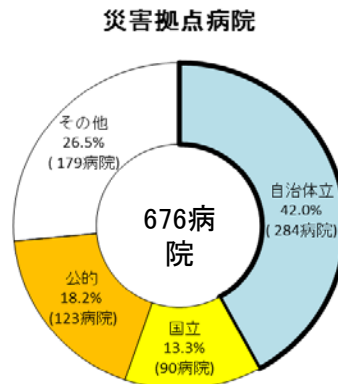
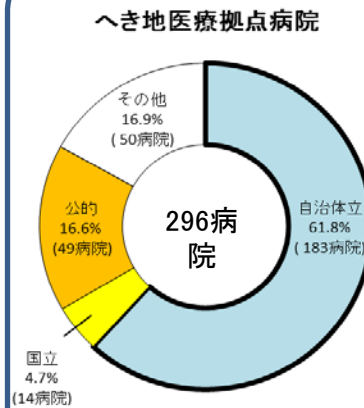
- 全国の病院に占める公立病院の割合は、病院数で約11%、病床数で約15%。
- へき地における医療や、救急・災害・周産期などの不採算・特殊部門に係る医療の多くを公立病院が担っている。

○全国の病院に占める公立病院の割合

	病院数	病床数
全 体	8,482	1,566,965
<b>公 立</b>	<b>944</b> (11.1%)	<b>227,319</b> (14.5%)
国 立	329 (3.9%)	130,188 (8.3%)
公 的	284 (3.3%)	93,989 (6.0%)
そ の 他	6,925 (81.7%)	1,115,469 (71.1%)

厚生労働省 医療施設動態調査(平成27年6月末)

○自治体病院の役割



(出典:平成27年度全国自治体病院協議会資料より作成)

※表の公立病院は、地方公営企業の病院、公立大学附属病院、地方独立行政法人病院を含む

※表の公的病院は、日本赤十字社、済生会、厚生連等が設置・運営する病院

# 公立病院の立地

○ 公立病院の約7割は10万人未満市町村に、約3割は3万人未満市町村に所在

○ へき地等を多く抱える都道府県ほど、全病床数に占める公立病院の病床数の割合が高い傾向にある

【所在市区町村人口区分別の公立病院数】

所在市区町村 の人口	病院数 <small>※ 精神・結核等除いた一般病院のみ</small>	
合計	772	
23区及び指定都市	46	
30万人以上	53	
10万人～30万人	140	
5万人～10万人	168	全公立病院の 69.0%
3万人～5万人	109	
3万人未満	256	全公立病院の 33.2%

【公立病院の病床数の割合が高い都道府県】

都道府県名	割合 (%)	公立病院の病床数 ／全病床数
山形県	47.2	5,536／11,722
岩手県	39.9	5,539／13,865
青森県	37.9	5,557／14,663
岐阜県	31.3	5,392／17,251
山梨県	30.6	2,761／9,014
島根県	29.4	2,727／9,262
和歌山県	29.4	3,538／12,041
滋賀県	29.4	3,753／12,784
静岡県	29.1	9,427／32,370
富山県	28.9	4,190／14,502

※1 表の病院数は、平成26年度における地方公営企業の一般病院  
 ※2 地方公営企業法適用病院で建設中の病院を除く

(参考) 東京都 8.2%  
 大阪府 11.1%

# 公立病院事業に対する一般会計の負担（繰出）

## 地方公営企業法

地方公営企業法第17条の2において、

- ① その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- ② 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

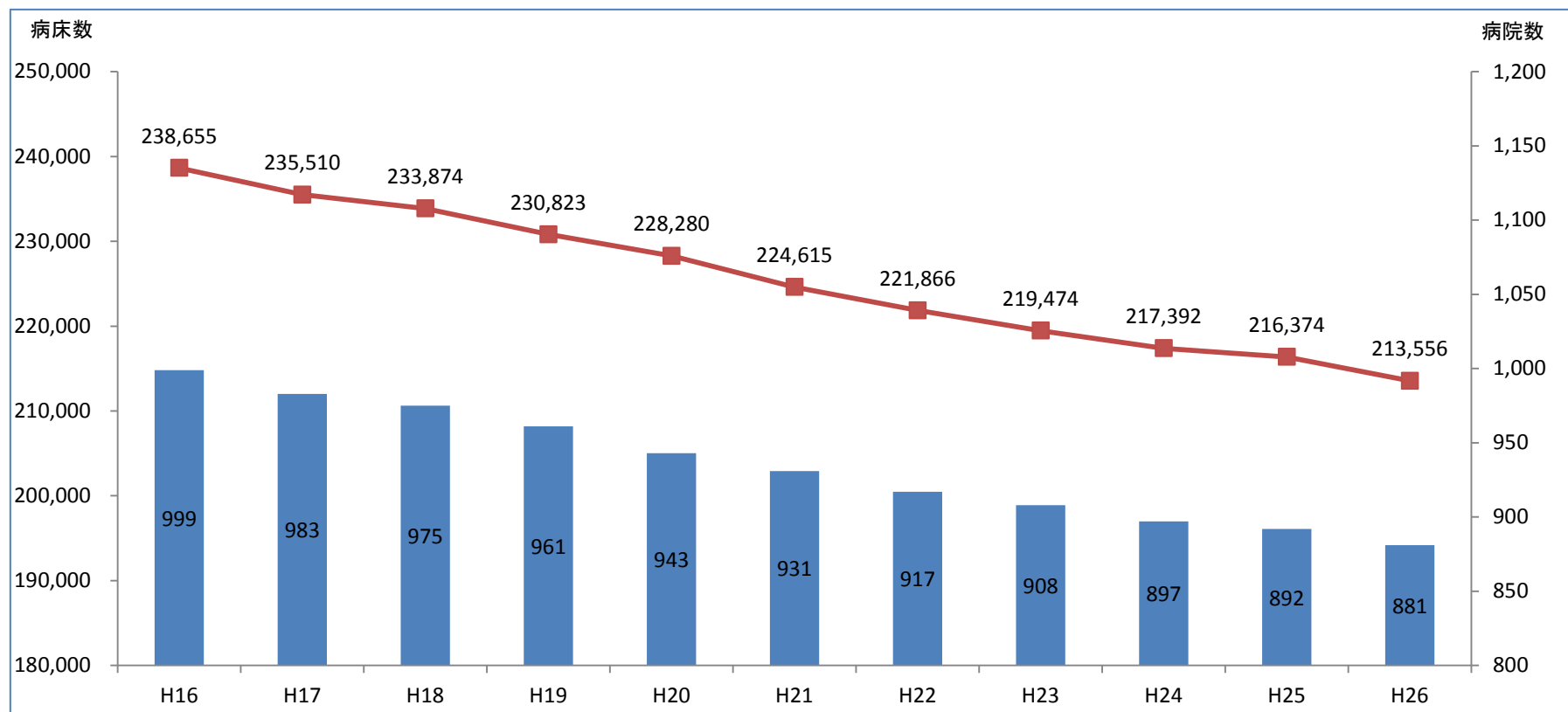
については、地方公共団体の一般会計において負担することとされている。



## 病院事業において一般会計で負担している経費

- ① 民間医療機関の立地が困難な地域における医療の提供
  - ・ 離島・山間地等のへき地医療の確保
- ② 不採算・特殊部門に関わる医療の提供
  - ・ 救急医療の確保
  - ・ 小児医療、周産期医療
  - ・ 精神医療、結核医療、感染症医療 等
- ③ 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
  - ・ 県立がんセンター、県立循環器病センター 等
- ④ 広域的な医師派遣の拠点機能の確保
  - ・ 医師及び看護師等の研究研修
  - ・ 医師派遣等の医師確保対策
- ⑤ その他
  - ・ 看護師養成所、院内保育所の運営
  - ・ 集団検診等の保健衛生行政事務 等

# 公立病院数と病床数の推移 (地方独立行政法人を含む)



年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
病院数	999	983	975	961	943	931	917	908	897	892	881
増減率	△0.1	△1.6	△0.8	△1.4	△1.9	△1.3	△1.5	△1.0	△1.2	△0.6	△1.2
病床数	238,655	235,510	233,874	230,823	228,280	224,615	221,866	219,474	217,392	216,374	213,556
増減率	0.1	△1.3	△0.7	△1.3	△1.1	△1.6	△1.2	△1.1	△0.9	△0.5	△1.3

※出典：地方公営企業決算状況調査  
 地方独立行政法人（病院事業）に関する決算状況調査  
 ※病院数は、建設中のものを除いている。



# 公立病院損益収支の状況（地方独立行政法人を含む）

（単位：億円、％）

項目	年度		20	21	22	23	24	25	26	(B)-(A)					
								(A)	(B)	(A)					
総 収 益			40,890	41,980	43,561	44,214	44,822	45,247	47,627	5.3					
（うち他会計繰入金）			5,848	6,041	6,068	6,115	6,026	5,986	6,267	4.7					
経 常 収 益			40,585	41,633	43,321	43,874	44,552	44,882	46,483	3.6					
うち 医 業 収 益			35,425	36,384	38,169	38,772	39,565	40,004	40,622	1.5					
総 費 用			42,691	42,968	43,400	44,177	44,590	45,592	52,497	15.1					
経 常 費 用			42,413	42,653	43,082	43,626	44,216	44,979	46,821	4.1					
うち 医 業 費 用			40,056	40,337	40,801	41,421	42,009	42,829	44,250	3.3					
純 損 益 A			△1,801	△989	161	37	232	△336	△4,870	△ 1,349.4					
純 利 益	(199)	277	(274)	450	(381)	851	(388)	860	(380)	884	(332)	685	(188)	535	△ 21.9
純 損 失	(471)	2,079	(394)	1,438	(290)	689	(290)	823	(295)	652	(346)	1,021	(493)	5,405	429.4
経 常 損 益			△1,829	△1,020	238	248	336	△99	△338	△ 241.4					
経 常 利 益	(188)	158	(265)	342	(374)	894	(385)	881	(368)	947	(327)	735	(311)	760	3.4
経 常 損 失	(482)	1,987	(403)	1,362	(297)	655	(293)	633	(307)	611	(351)	835	(370)	1,098	31.5
累 積 欠 損 金	(563)	21,377	(549)	21,586	(529)	20,733	(516)	20,364	(500)	19,620	(505)	19,788	(486)	18,056	△ 8.8
不 良 債 務	(97)	651	(87)	573	(86)	339	(40)	172	(34)	125	(27)	109	(68)	283	159.6
減 価 償 却 額 B			2,853	2,823	2,873	2,889	2,924	3,036	3,589	18.2					
償 却 前 収 支 A+B			1,052	1,834	3,034	2,926	3,156	2,700	△ 1,281	△ 147.4					
総 事 業 数			670	668	671	678	675	678	681	0.4					
総 病 院 数			943	931	917	908	897	892	881	△ 1.2					
総事業数・病院数に対する割合	純 損 失 を 生 じ た 事 業 数		70.3	59.0	43.2	42.8	43.7	51.0	72.4	—					
	経 常 損 失 を 生 じ た 事 業 数		71.9	60.3	44.3	43.2	45.5	51.8	54.3	—					
	純 損 失 を 生 じ た 病 院 数		69.1	57.6	45.0	45.6	48.4	53.3	76.3	—					
	経 常 損 失 を 生 じ た 病 院 数		70.3	58.9	46.1	46.6	49.6	53.6	55.2	—					
総 収 支 比 率			95.8	97.7	100.4	100.1	100.5	99.2	90.7	—					
経 常 収 支 比 率			95.7	97.6	100.6	100.6	100.8	99.8	99.3	—					
総 収 益 に 占 め る 他 会 計 繰 入 金 の 割			14.3	14.4	13.9	13.8	13.4	13.2	13.2	—					

（注1）（ ）内は事業数である。

（注2）総事業数及び総病院数には、建設中のものを含まない。

# 診療報酬改定と公立病院の損益収支

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
診療報酬の改定率		▲3.16% (診療報酬本体 ▲1.36% 薬価等 ▲1.8%)		▲0.82% (診療報酬本体 +0.38%)		+0.19% (診療報酬本体 +1.55%)		+0.004% (診療報酬本体 +1.38% 薬価等 ▲1.38%)		+0.10% (診療報酬本体 +0.73% 薬価等 ▲0.58% ※消費税率引上げ対応分+1.36%を含む)

(単位:百万円)

公立病院の医業収入の推移	医業収入	3,431,704	3,326,190	3,331,643	3,295,285	3,360,625	3,518,409	3,566,918	3,638,809	3,678,260	3,734,662
対前年度伸率		—	▲ 3.07%	+ 0.16%	▲ 1.09%	+ 1.98%	+ 4.70%	+ 1.38%	+ 2.02%	+ 1.08%	+ 1.53%

公立病院の医業収支の推移	医業損益	▲ 390,998	▲ 438,715	▲ 449,656	▲ 463,194	▲ 395,290	▲ 263,144	▲ 264,896	▲ 244,498	▲ 282,542	▲ 362,703
医業収支比率		90.3%	89.0%	88.8%	88.4%	90.2%	93.6%	93.6%	94.2%	93.4%	91.8%
医業損益 (一般会計繰入金除く)		▲ 492,177	▲ 559,500	▲ 574,180	▲ 595,916	▲ 550,968	▲ 435,888	▲ 444,302	▲ 427,918	▲ 467,896	▲ 552,150
医業収支比率 (一般会計繰入金除く)		87.8%	86.0%	85.7%	85.1%	86.3%	89.3%	89.3%	89.8%	89.1%	87.5%



一般会計繰出金(地方交付税措置)



公立病院の経常収支の推移	経常損益	▲ 142,969	▲ 198,838	▲ 200,241	▲ 182,868	▲ 102,045	23,791	24,759	33,623	▲ 9,704	▲ 33,787
経常収支比率		96.7%	95.3%	95.3%	95.7%	97.6%	100.6%	100.6%	100.8%	99.8%	99.3%

※公立病院には、独立行政法人立を含む。

# 規模別の公立病院の経営状況（一般病院）

300床以上病院  
(H26:250病院)

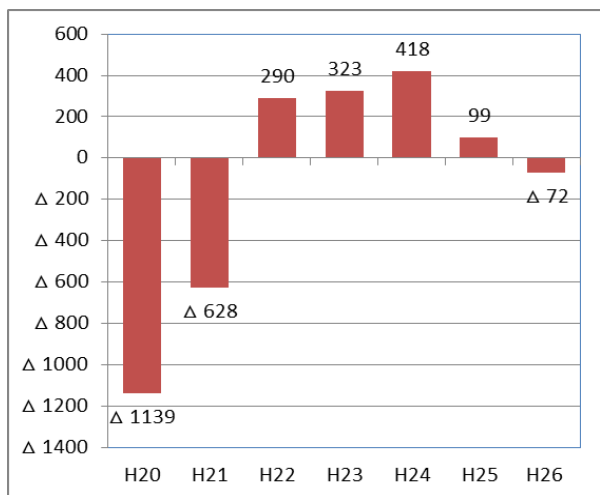
100床以上300床未満病院  
(H26:282病院)

100床未満病院  
(H26:240病院)

## 経常損益

経常利益

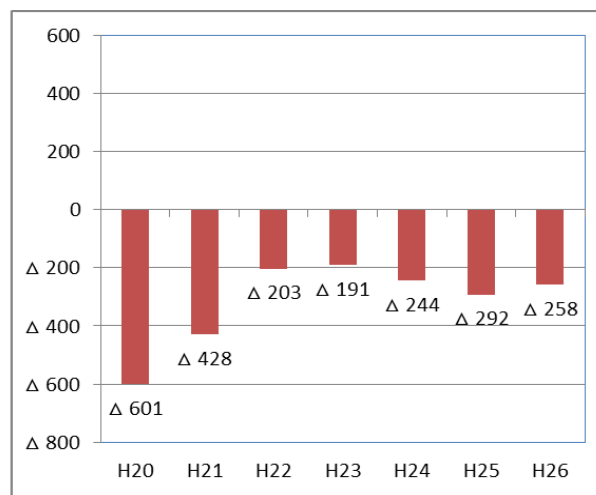
(単位:億円)



経常損失

経常利益

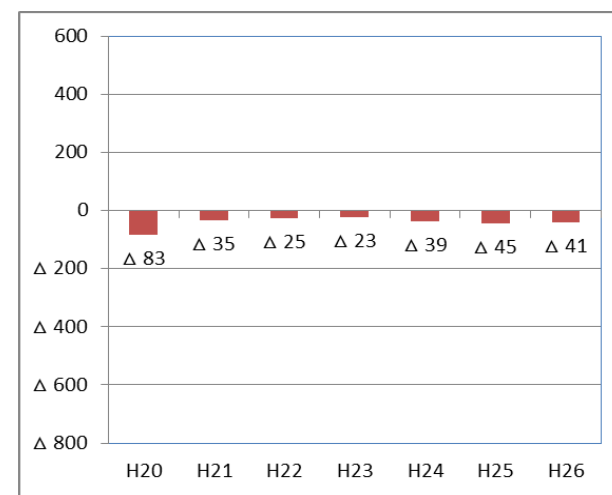
(単位:億円)



経常損失

経常利益

(単位:億円)



経常損失

## 経常収支比率

(単位:%)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
96.1	97.8	101.0	101.2	101.5	100.4	99.7

(単位:%)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
93.6	95.3	97.6	97.7	97.1	96.5	96.9

(単位:%)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
96.1	98.4	98.8	98.9	98.1	97.9	98.1

## 他会計繰入金比率

(単位:%)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
12.2	12.3	11.6	11.3	11.1	10.9	11.4

(単位:%)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
14.3	14.7	14.6	15.2	16.5	15.9	15.5

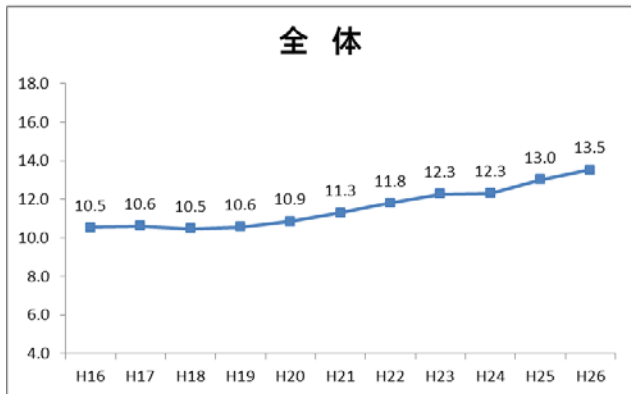
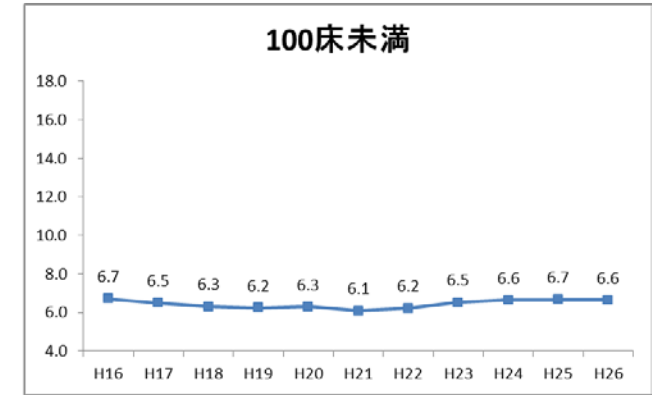
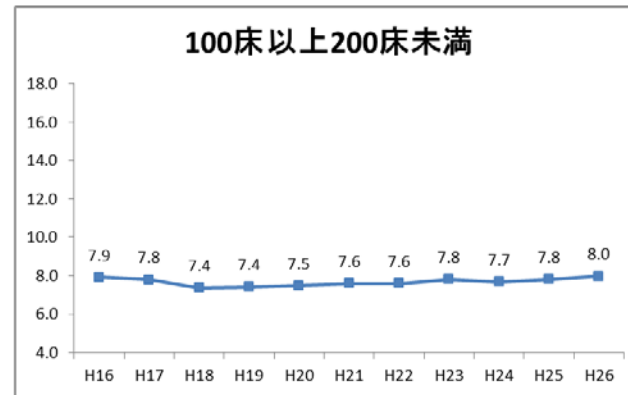
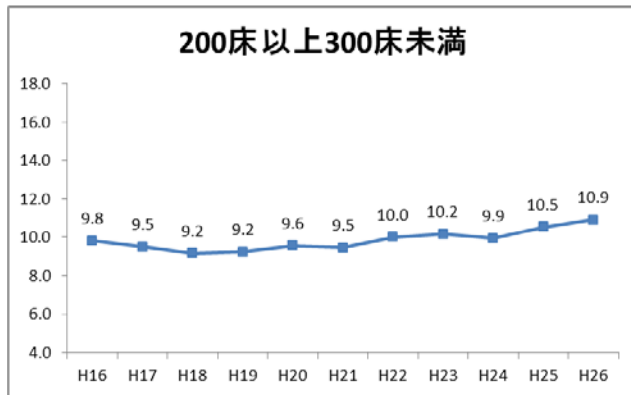
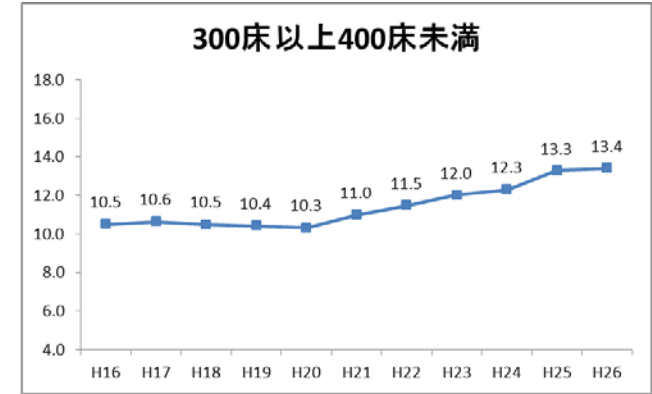
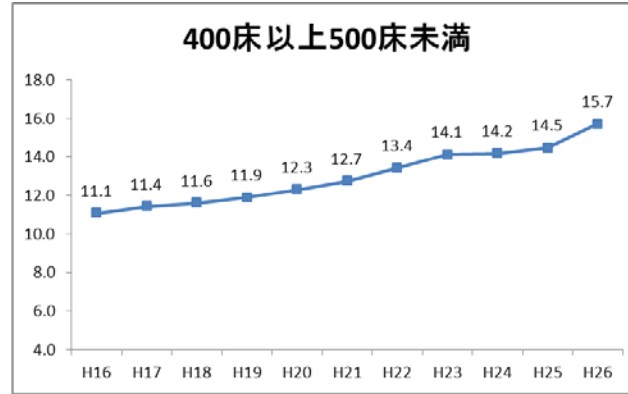
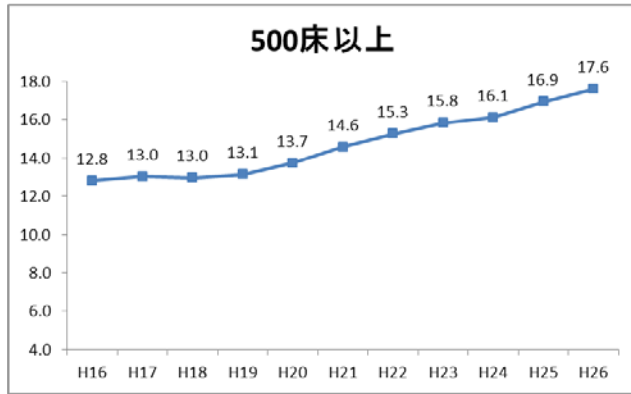
(単位:%)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
20.7	22.0	22.7	23.0	24.3	24.5	25.0

※経常収益に対する他会計繰入金の比率

※独法・建設中の病院を除く

# 公立病院の病床規模別常勤医師数（100床当たり）の推移



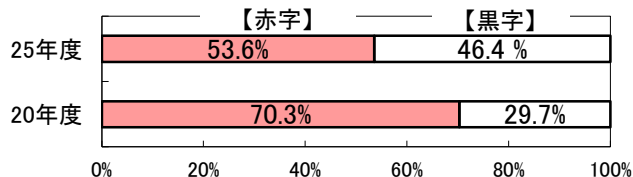
※出典：地方公営企業決算状況調査  
 地方独立行政法人（病院事業）に関する決算状況調査  
 ※指定管理者制度導入病院を除く

# 医療提供体制の改革と連携した公立病院の経営効率化・再編等の推進

- 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請。
- 医療提供体制の改革と連携して公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

## 公立病院改革ガイドライン(H19年12月)に基づくこれまでの取組の成果

### 《経営の効率化》



### 《再編・ネットワーク化》

- ・統合・再編等に取り組んでいる病院数 162病院
- ・再編等の結果、公立病院数は減少  
H20: 943 ⇒ H25: 892 (△ 51病院)

### 《経営形態の見直し》

(予定含む数)

- ・地方独立行政法人化(非公務員型) 69病院
- ・指定管理者制度導入(いわゆる公設民営) 21病院
- ・民間譲渡・診療所化 50病院

## 新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

### 1 新公立病院改革プランの策定を要請

- (1) 策定時期: 地域医療構想の策定状況を踏まえつつH27年度又はH28年度中
- (2) プランの内容: 以下の4つの視点に立った取組を明記

#### 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化

#### 経営の効率化

- ・経常収支比率等の数値目標を設定

#### 再編・ネットワーク化

- ・経営主体の統合、病院機能の再編を推進

#### 経営形態の見直し

- ・地方独立行政法人化等を推進

### 2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

### 3 地方財政措置の見直し

- (1) 再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)

通常の整備	..... 25%地方交付税措置
再編・ネットワーク化に伴う整備	..... 40%地方交付税措置

- (2) 特別交付税措置の重点化(H28年度～)

- 措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定
- 公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

## 医療介護総合確保推進法(H27年4月施行)に基づく取組(厚生労働省)

- 1 医療提供体制の改革(病床機能の分化・連携)

- 都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数※と目指すべき医療提供体制等を内容とする 地域医療構想を策定(H27年度～)

※ イメージ

[構想区域単位で策定]

	2025年(推計)	
	医療需要	必要病床数
高度急性期	○○○ 人/日	○○○ 病床
急性期	□□□ 人/日	□□□ 病床
回復期	△△△ 人/日	△△△ 病床
慢性期	▲▲▲ 人/日	▲▲▲ 病床

- 2 実現するための方策

- 都道府県による「地域医療構想調整会議」の開催
- 知事の医療法上の権限強化(要請・指示・命令等)
- 医療介護総合確保基金を都道府県に設置

連携

(平成28年3月末現在)

### ＜構想策定の予定時期＞

○ 都道府県における地域医療構想の策定予定時期は、平成27年度中に策定済みが12(26%)、平成28年度半ばの策定予定が27(57%)、平成28年度中の策定予定が8(17%)であった。

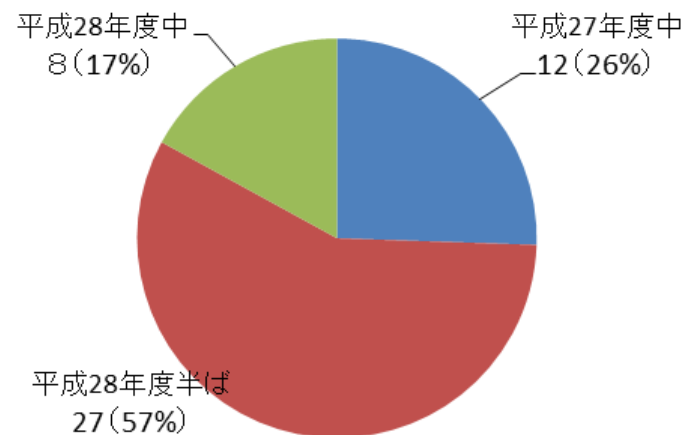
### ＜既に行われた構想策定に関する会議（県単位）の回数＞

○ 地域医療構想の策定に関する会議（医療審議会やワーキンググループなど）については、全ての都道府県が1回以上開催しており、最多で10回開催している。

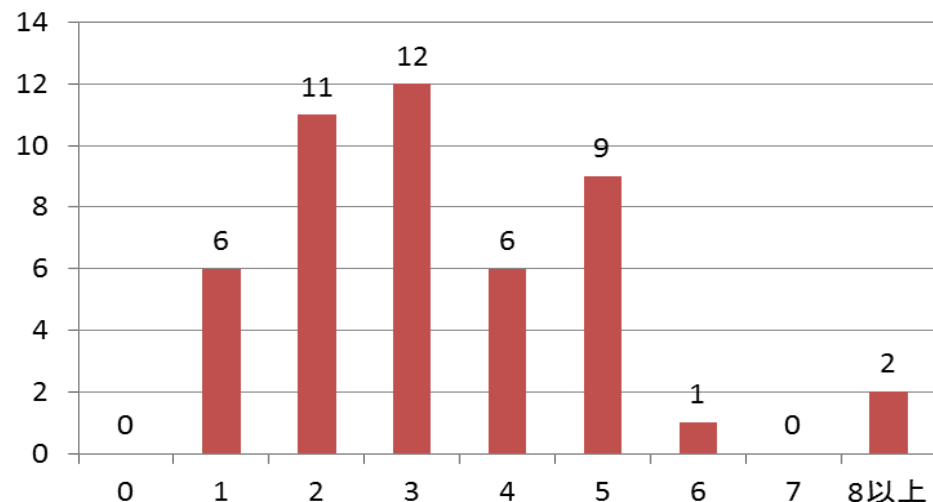
### ＜構想区域ごとの会議の開催状況＞

○ 構想区域ごとの会議については、全都道府県の全構想区域で開催されている。

## 図1. 構想策定の予定時期



## 図2. 既に行われた構想策定に関する会議（県単位）の回数

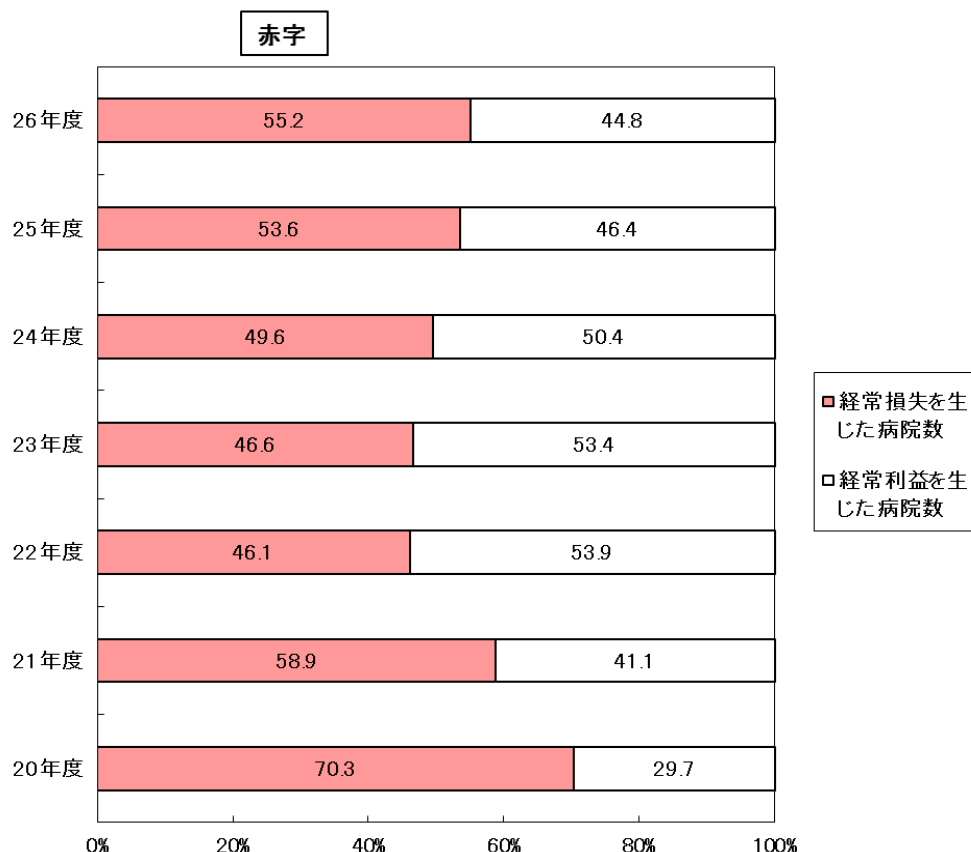


# 経営の効率化について

- これまでの取組により一定の成果が見られるが、依然として半数を超える公立病院が経常収支赤字の状況。
- 公立病院が担っている不採算医療等を提供する役割を確保しつつ、新公立病院改革プランの対象期間中に経常黒字化(経常収支比率100%以上)を達成するよう要請。

## 経常収支が赤字である病院の割合

○ 全病院数に占める経常損失・経常利益を生じた病院数の割合  
(地方独立行政法人を含む)



## 経営効率化に向けた取組事例

	取組みの内容	実施割合
①	医師、看護師の確保	59.3%
②	患者サービスの向上	47.0%
③	未収金の管理強化	45.4%
④	医療機能に見合った診療報酬の確保	45.0%
⑤	紹介率、逆紹介率の向上	40.1%
⑥	職員の経営意識向上のための研修等の実施	39.2%
⑦	人材確保のための勤務環境の整備	36.4%
⑧	薬剤、医療材料等の一括購入	30.3%
⑨	長期契約の導入	29.9%
⑩	競争入札の導入	29.7%
⑪	施設・設備整備費等の抑制	24.1%
⑫	過剰病床の削減等病床規模の見直し	15.3%
⑬	経営形態の見直し	14.9%
⑭	給与体系の見直し	13.2%
⑮	PFI方式、民間委託の活用	13.1%
⑯	診療科の見直し	13.0%
⑰	経営感覚に富む人材の登用	9.2%
⑱	その他未利用財産の活用	6.1%
⑲	老人保健施設や診療所への転換	3.8%
⑳	民間病院と比較可能な財務情報の開示	2.9%
㉑	その他	7.9%

# 再編・ネットワーク化について

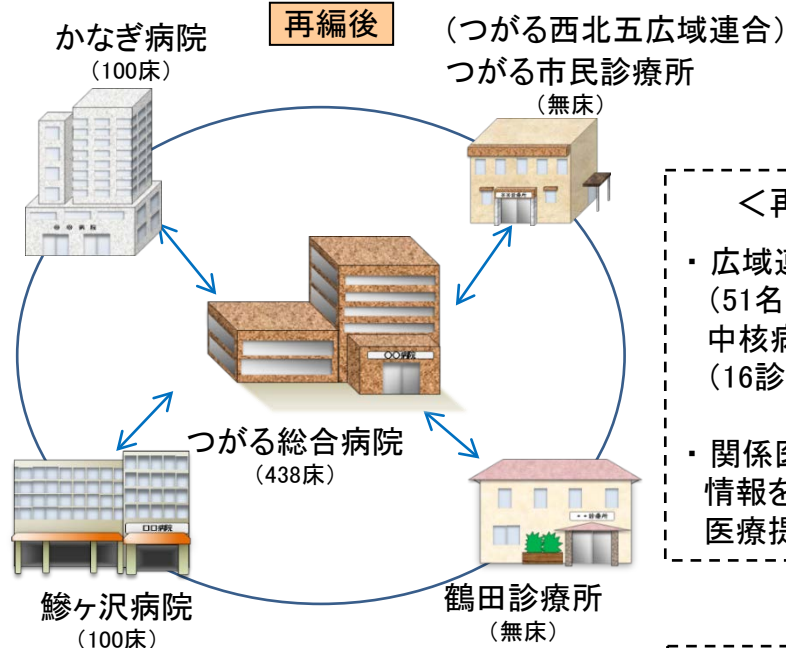
- 地域全体で必要な医療サービスを提供できるよう、医師派遣機能等を有する基幹病院と日常的な医療を提供する病院・診療所に再編し、これらをネットワーク化するなど、公立病院はじめ医療機関相互の機能分担と連携を推進。

## 基幹病院・サテライト型（青森県西北五医療圏の例）

再編前



再編後



＜再編による主な効果＞

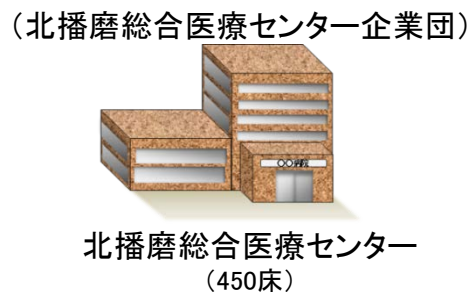
- ・ 広域連合内の医師数が増加 (51名→61名)するとともに、中核病院の診療科が充実。(16診療科→21診療科)
- ・ 関係医療機関において患者情報を共有し、切れ目ない医療提供を実現。

## 統合型（兵庫県三木市・小野市の例）

再編前



再編後



＜再編による主な効果＞

- ・ 医師数が増加 (60名→80名)し、診療科が充実。(21診療科→33診療科)
- ・ 休止・縮小していた分娩や小児救急を開始・拡充するなど、必要とされる地域医療を確保。



# 経営形態の見直しについて

- 民間的経営手法により効率的な経営を確保しつつ、公立病院としての役割を果たすため、地方独立行政法人化や指定管理者制度(公設民営)導入など経営形態の見直しを推進。

## 1. 経営形態の見直し状況

	前ガイドライン期間(H21年度～H25年度)に見直しを実施した病院数	H26年度以降に見直しを実施した病院数	合計	(H26年度末 総数 (881病院中))
地方独立行政法人化	53	13	66	80
指定管理者制度導入	16	1	17	73
地方公営企業法の全部適用	114	9	123	358
民間譲渡	14	1	15	
診療所化等	30	3	33	
合計	227	27	254	

## 2. 経営形態の見直しによる経営改善状況(H20年度→H25年度)

